

令和 7 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 1 号

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 1 日 6 月 1 2 日（木曜日）

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 行政報告

第 4 議案の提案理由説明

- 1 議案第 7 5 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 7 6 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 7 7 号 契約の締結（上堰改良工事）
- 4 議案第 7 8 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 5 議案第 7 9 号 市道路線の認定
- 6 議案第 8 0 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 7 議案第 8 3 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 8 議案第 8 4 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））
- 9 議案第 8 5 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第 8 6 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第 5 閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告

○会議に付した事件

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 行政報告

第 4 議案の提案理由説明

- 1 議案第 7 5 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 7 6 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 7 7 号 契約の締結（上堰改良工事）
- 4 議案第 7 8 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 5 議案第 7 9 号 市道路線の認定
- 6 議案第 8 0 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 7 議案第 8 3 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 8 議案第 8 4 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））
- 9 議案第 8 5 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第 8 6 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第 5 緊急質問 閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

1 議員提出議案第8号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議

第7 閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告

○議長（江口 徹）

これより、令和7年第3回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間とすることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。武井市長。

○市長（武井政一）

本日、令和7年第3回市議会定例会を招集するに当たり、3月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、総務部について報告いたします。

交通安全につきましては、「春の交通安全県民運動」の一環として、4月6日から4月15日までの間、地域住民、ボランティアほか関係者による早朝街頭指導を実施し、通園、通学中の児童・生徒などに対する交通安全指導を行いました。

次に、市民協働部について報告いたします。

「天皇杯・皇后杯 飯塚国際車いすテニス大会」が、4月15日から20日までの日程で開催され、国内外から63名の選手が参加し、トップアスリートによるハイレベルな熱戦が繰り広げられました。大会運営については、市民ボランティアの皆さんと共に市職員も支援を行い、延べ約1万人が来場されました。

また、4月26日、27日には、高校男子バスケットボール強豪校4校による「MANDOM Presents 飯塚カップ」を開催し、2日間で約4千人が来場されました。

地域公共交通事業につきましては、令和7年度から9年度までの3か年度の運行計画を策定し、主に定時定路線型のエリアワゴンの路線及びダイヤを大きく再編した運行を4月1日から開始しました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策の一環として、各家庭における緑のカーテンエコプロジェクトの普及啓発のため、ゴーヤの苗を市民380名に配付しました。

次に、経済部について報告いたします。

飯塚オートレース場のメインスタンド整備工事につきましては、3月18日に竣工し、6月21日に落成式を予定しております。新たなメインスタンドは、多くのファンの皆様、市民の皆様が今まで以上に快適に観戦し、オートレースの魅力を体験いただける施設となっております。

グローバル人材育成研修事業につきましては、研修生20名、引率者4名が、3月24日から31日までの8日間の日程で、米国サニーベール市において、ホームステイや学校訪問を通じて交流を深め、友好の絆をさらに深めることができました。また、5月11日に帰国報告会を開催し、約80名の参加者の前で、研修生自らが実際に体験して感じた日本とアメリカとの違いなどについて発表しました。

また、6月6日から11日の日程で米国サニーベール市に、市長及び職員2名が渡航し、シリコンバレー最大の市民祭であり、50周年を迎える「アート&ワインフェスティバル」に参加しました。本市の商品PRを行った後、両市の今後のさらなる交流について関係機関と協議を行う

とともに、「日米草の根交流サミット サンフランシスコ・ベイエリア大会」の式典に出席し、日本各地から参加された方々を含む関係者の皆様へ本市のPRを行いました。

旧伊藤伝右衛門邸におきましては、4月11日から5月12日まで、「端午の節句・飯塚2025」を開催しました。今回は端午の節句を祝い、大広間にて「座敷戦場絵巻（根白坂の戦い）」を再現し、期間中約3500人の観覧者がありました。

5月25日に麻生大浦荘にて、「第36期女流王位戦五番勝負第3局」の対局が開催され、前日に前夜祭を市主催で開催し、93人の参加がありました。また、対局を記念して開催した、女流王位戦では初となる市主催のこども将棋大会には、市内外から約150人の参加がありました。

次に、こども未来部について報告いたします。

3月27日に飯塚市、飯塚市社会福祉協議会、NPO法人いるかの3者で、こども食堂をはじめとするこどもの居場所づくりを推進することを目的とした連携協定を締結しました。

今後、飯塚市社会福祉協議会は企業や個人からの寄附金により、こども食堂等を運営する団体に支援を行う取組を、飯塚市とNPO法人いるかは連携して、企業や個人から寄贈された物資を保管、流通させる取組を開始する予定です。

颯田子育て支援センターは、令和6年度の颯田交流センター別館の改修工事期間中、颯田高齢者福祉センターへ移転していましたが、工事が完了し、令和7年4月1日より従来の場所でもリニューアルオープンしました。施設内にはトイレや授乳室、エントランスホールなどを整備し、快適に利用できる環境を整えました。今後も、地域の交流と子育て支援の場として、有効に活用してまいります。

次に、福祉部について報告いたします。

3月1日にコスモスコモンにおきまして、飯塚市手話フェスティバルを開催しました。約150人が参加し、手話スピーチ発表会や手話言語啓発映画「ヒゲの校長」の視聴を行いました。

また、令和7年4月より、飯塚市重層的支援体制整備事業を本格実施しております。従来の分野別の支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題を、各支援関係機関と連携しながら、要支援者の見守りや伴走による継続支援を実施することで、地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、都市建設部について報告いたします。

飯塚駅周辺地区整備につきましては、3月末に桜ヶ丘踏切改良工事が完了し、令和7年度事業として、自由通路、駅舎整備及び城ヶ崎踏切改良に係る協定を九州旅客鉄道株式会社と締結いたしました。引き続き、整備基本計画に沿って取り組んでまいります。また、踏切内に歩道未整備である立岩踏切につきましても、同社と踏切改良に係る協定を締結いたしました。

飯塚市公営住宅等長寿命化計画に基づく、相田公営住宅建替事業につきましては、1棟目建設工事の契約を締結し、工事に着手しております。

平成30年7月豪雨にて甚大な被害を受けた庄司川流域では、国・県・市の各浸水対策事業のうち、庄司川排水機場の増設工事が完成し、3月27日に完成報告会が開催されました。

八木山バイパスにつきましては、3月29日に「国道201号八木山バイパス（篠栗IC～筑穂IC）開通式」を国土交通省、西日本高速道路株式会社、篠栗町及び飯塚市の共同主催により執り行い、翌3月30日から有料道路として供用を開始いたしました。今後は令和11年度の全線4車線化の早期完成を推進してまいります。

次に、教育委員会について報告いたします。

市立小学校の修学旅行につきましては、目的地を佐賀・長崎・熊本方面とし、5月8日から6月6日にかけて14校が実施いたしました。また、市立中学校の体育会につきましては、5月17日と18日に中学校全校で実施し、市立小学校の運動会につきましては6月7日に小学校1校で実施いたしました。

「飯塚新人音楽コンクール」は、5月3日と4日に、コスモスコモンで予選が行われ、本年度

は、ピアノ部門に47名、声楽部門に34名の参加があり、ピアノ部門で15名、声楽部門で15名が選出され、6月8日の本選において入賞者が決定されました。

県指定史跡「川島古墳」・「小正西古墳」・「山王山古墳」において、4月19日と20日に、周辺市町と連携した遠賀川流域の古墳同時公開事業を実施し、市内外から多くの見学者が訪れました。

4月20日に、飯塚市子ども会指導者連絡協議会と協力して、「飯塚市子どもまつり」を開催し、会場であるコスモスコモンの広場と大ホールは、約1500人の来場者でにぎわいました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、津原導水管布設替（3工区）工事及び人工衛星を用いた漏水調査業務委託を、下水道事業につきましては、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託を発注し事業を進めております。

また、令和7年度の水道給水開始100周年及び令和6年度の公共下水道供用開始50周年を記念し、飯塚市役所本庁舎に水道直結式のウォータークーラーを設置しました。

以上が、3月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、条例議案2件、人事議案2件、専決処分の承認議案5件、その他の議案3件、報告10件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

「議案第75号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」から「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件及び「議案第83号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」から「議案第86号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までの4件、以上10件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず、予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第80号」、「議案第83号」及び「議案第84号」の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第80号」の「専決第6号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和6年度決算に伴う繰上充用に係る経費を補正するものでございます。

「令和7年5月31日専決」と記載しております特別会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に13億8608万3千円を追加して、256億1697万6千円とするものでございます。

続きまして、「議案第83号」の「専決第1号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

「令和7年3月21日専決」と記載しております特別会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出の款項の区分及び金額を補正するものでございます。

続きまして、「議案第84号」の「専決第4号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、定額減税の不足額給付事業に要する経費を補正するものでございます。

「令和7年5月23日専決」と記載しております一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に6億2244万1千円を追加して、858億8644万1千円とするものでございます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。「議案第75号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴い、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするため、市民税関係では、特定親族特別控除の創設のため、たばこ税関係では、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設するため、関係規定を整備するものでございます。

15ページをお願いいたします。「議案第77号 契約の締結（上堰改良工事）」につきましては、上堰改良工事について、ミゾタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体と、3億690万円で請負契約を締結するものでございます。

27ページをお願いいたします。「議案第78号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」につきましては、消防団の飯塚方面隊第8分団の消防ポンプ自動車を買換え、配備するもので、取得価格は2464万円、契約の相手方は愛知ポンプ工業株式会社でございます。

28ページをお願いいたします。「議案第79号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属に伴い、1路線を認定するものでございます。

次に、「議案第85号」と「議案第86号」の2件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

33ページをお願いいたします。「議案第85号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分の見直し等その他所要の改正を行うものでございます。

45ページをお願いいたします。「議案第86号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を、基礎課税分については1万円、後期高齢者支援金分については2万円引き上げるもの及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を、5割軽減で1万円、2割軽減で1万5千円引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局の条例議案についてご説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。「議案第76号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立病院において本年4月1日から常勤の循環器内科専門医を招聘したことに伴い、診療体制の充実を図るため、診療科目の内科を細分化し、新たに循環器内科を設けるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案10件に対する質疑は、委員会付託に際して行いたいと思いますので、ご了承願います。

（「動議」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

15番 永末雄大議員にお尋ねいたします。動議の内容は何になりますか。

○15番（永末雄大）

せんだって、6月6日、議長より「議会運営委員会委員・常任委員会委員選任のお知らせ」と題された文書が各議員宛てに送付されました。その文書では、飯塚市議会委員会条例第8条第1項ただし書などに基づきまして、議長の権限で閉会中に全議員を各委員会委員に指名する旨の記載がございました。このことにつきまして、本来行われるべき代表者会議や調整を議長は行っ

ておらず、結果として、委員会は機能不全に陥り、昨日の議会運営委員会も開催ができませんでした。議長が閉会中に指名した委員選任は認め難く、その説明もないことから、飯塚市議会会議規則第57条の規定に基づき、閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて、緊急質問を求めて、この際、日程に追加し、直ちに議題としていただくことを望みます。

なお、本件につきましては、議長に対して、詳細な内容について質問が及ぶことが想定されますので、副議長に議事進行をお願いしたいと考えております。

お取り計らいのほど、よろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員に確認いたします。日程第5に、「閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告」がございますが、それとは別な趣旨というふうなことでよろしいですか。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

別の趣旨ではございませんけど、先ほど申し上げましたが、議長が閉会中に指名した委員選任というのは、私は認め難いと思っております。報告につきましては、また、本日の議事日程で急遽変更されたものでございますし、先ほど行われました代表者会議におきましても、その議事日程を認め難いというふうな意見があっておるというふうに聞いておりますので、重要な問題ですので、直ちに緊急質問をさせていただくようにお願いいたします。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

改めて、ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

15番 永末雄大議員から「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」の緊急質問のため、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。15番 永末雄大議員から「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」の緊急質問を日

程に追加し、直ちに発言を許すことは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「緊急質問」を行います。

お諮りいたします。本動議と同一の内容を有するほかの議員の質問については、その都度、お諮りすることなく発言を許可することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように発言を許可することを決定いたしました。

まず、15番 永末雄大議員の発言を許します。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

日程追加のご同意をいただきまして、ありがとうございました。

私のほうからは、先ほど、緊急質問の際にも申し上げたとおり、「閉会中に議長が全議員を委員に指名したことについて」質問をさせていただきます。ちょっと、その経緯も確かめたかったので、こういった形を取らせていただきました。

令和7年6月6日の夕方、市議会議員各位に宛てて、「飯塚市議会 議長 江口 徹」名で、「議会運営委員会委員・常任委員会委員選任のお知らせ」という通知が届きました。内容は、「5月臨時会にて決定できなかった議会運営委員会委員並びに常任委員会委員について、飯塚市議会委員会条例第8条第1項及び第2項に基づき、別紙のとおり選任しましたので、お知らせします。」という内容のものでした。

この第8条をちょっと紹介しますと、第1項で、「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。」とございます。「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」となっています。第2項は、「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」というふうになっております。この2つの条項に基づいて選任しましたというふうなお知らせであったかと思いますが、私が記憶している限りでは、常任委員会委員、議会運営委員会委員については、議長が様々な議員の要望を聞きまして、その調整を図り、最終的に議会に諮って決めてきたわけですけど、今回はそういった通常の手続を経ずに、議長が全委員を指名するということをされたわけですが、このようなことを行われた理由について、教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

本会議の貴重なお時間を頂きありがとうございます。

閉会中の議会運営委員会委員並びに常任委員会委員の選任について、説明いたします。傍聴者の方もおられますので、まずは、議会運営委員会、常任委員会について説明をさせていただきます。

議会運営委員会とは、文字どおり議会の運営をどうするのか検討する委員会でございます。そして、常任委員会というのは、本会議に提出される議案が数多くありますが、それを全て本会議で処理するのは非常に多くの時間がかかり非効率なため、議案をあらかじめ分担して審査するために設置される委員会であります。

飯塚市議会では、総務委員会、福祉文教委員会、協働環境委員会、経済建設委員会の4つの委

員会があり、全ての議員はこの4つの委員会のどこかに所属することとなっています。

そして、この議会運営委員会に所属する委員並びに常任委員会に所属する委員の選び方について、まず、飯塚市議会委員会条例第3条と第4条を紹介いたします。

第3条は「常任委員の任期」として見出しがございます。

「常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」

「議会運営委員会の設置」として第4条がございます。

「議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。」

この第3条と第4条を言い換えると、それぞれの委員会の委員の任期は2年といたします。でも、もし2年を過ぎた場合でも、後任者が選任されるまでは、前の委員が続けて仕事をすることができると書いてあると理解していただいて結構です。

そして、委員会条例第8条第1項と第2項には、先ほど永末雄大議員が紹介されましたように、委員の選任についての規定でございます。第8条「委員の選任」、「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下『委員』という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」、第2項として、「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」とございます。これを言い換えると、それぞれの委員会の委員を選ぶときは、議長が本会議で、「この人たちがいいですか」と聞いて選ばなくてはならないということです。ただ、本会議が開かれていない時期については、議長が指名することができます。また、議長は委員を選ばなくてはならない理由ができたなら、速やかに選ばないといけませんということになります。

現在、私たち議員が選挙で選ばれた直後の令和5年5月の臨時議会で選ばれた各委員の任期は、令和5年5月15日から令和7年5月14日でした。5月臨時会の初日は令和7年5月15日であり、2年の任期を過ぎています。つまり、委員会の委員選任はできるだけ急がなくてはならない状況でありました。

その規定を守って、早急に委員会の委員を選任するために、5月臨時会において、全議員・会派に各委員会や議会選出各種委員等の希望調査である議会運営委員会・常任委員会委員届出一覧表の提出をお願いしましたが、提出がないまま、道祖議員ほか15名より議長不信任決議が提出され、可決となりました。不信任は可決されましたが、不信任決議に法的拘束力がないこと、そして何より、身に覚えのない不信任決議であったことから、辞職する意向はないことを報道機関の取材に対して話し、記事になったところであります。

そして、2日目である5月16日以降、臨時議会に託された市長提案の議案を含めた全ての議事を進めるために、まずは何度も希望調査の提出をお願いいたしました。しかし、代表者会議を開いて改めて提出をお願いしても、「新しい議長が決まってからでないと、二度手間になるので出さない」、「あなたが議長であれば出せません」、「正副議長が辞めない限り出せません」など、提出しないとの返答ばかりでございました。

それならばというふうな形で、正副議長協議の上、議長案を示して本会議で賛否を取りましたが、5月20日と5月22日の最終日の2回とも否決であります。その上、不信任決議に賛成されました16人中15人の方々は、会議を開こうとしても議場に入って来られず、やむなく地方自治法に定めのある出席催告という、出席を促す制度を利用してやっと入って来られる状況に加え、入って来られた後も、休憩、日程変更と動議を出され、市長が提案されていた補正予算や専決処分の承認議案も処理できないままに5月臨時会は閉会となりました。

閉会してすぐ6月議会を考えたときに、同じようにならないようにするにはどうしたらよいかと様々な観点から考えました。そして、5月26日に、改めて5月30日までに全議員・会派に

希望調査を出していただきたい旨、お伝えしておりました。それに対して、臨時会と同様、15人分の希望調査が出されないまま、もしくは不完全なままとなりました。そのことを受けて、今回、6月議会が5月臨時議会と同じようなことにならないため、そして、委員会条例第8条第2項にあるように、速やかに選任するために、正副議長協議の上、異例なことではありますが、委員会条例第8条第1項ただし書にある「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」という規定を使って、議長の指名により委員を選任した次第であります。

この閉会中の議長の指名による選任については、賛否両論あるかとは思いますが、以上の説明のように、委員会条例の規定に基づき、議長の権限として行った行為です。

もう一度、簡単に言いますが、第8条第1項のただし書に、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」とあり、第8条第2項には、「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」との規定があります。速やかに選任しないことのほうが問題があると考え、ただし書を使って選任することを選びました。

また、15人以外の議員の希望調査は臨時議会のときから出されております。本来、新しい委員会ですっかり仕事をしようと考えられ、提出されているものと考えます。その思いを大切にすることが公正な議会運営と考えました。

繰り返しますが、出されなかった方々の出さない理由は、「新しい議長が決まってからでないと二度手間になるので出さない」、「あなたが議長であれば出せません」、「正副議長を辞めない限り出せません」ということでした。であるならば、ずっと決まらないことさえ想定されますし、5月議会同様、議会が空転し続けることも想定されます。

しかし、それは議会として機能しないことを意味します。地方自治法第89条にあるように、議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うために、委員の選任を遂行いたしました。

ただ、今回の委員の選任について異論があるのも承知しております。委員会条例第8条第3項には、「議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。」という規定がございます。15人の皆様が協議され、15人の枠の範囲内で、会派のバランスも取りながら、委員会条例第8条第3項に基づき、このように組み替えたいとの申入れがなされたならば、速やかに会議に諮って変更を行う用意はございます。ぜひ、その点もご検討いただき、今回の選任について、ご理解いただきますようお願いいたします。（傍聴席にて拍手する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

詳細なご説明ありがとうございました。

ちょっと確認したい点が、今のお話の中でございました。5月の議会の中で決まらなかった中で、閉会中、具体的な日程を言われましたけど、5月26日に再度の希望調査を取られたということで、日程の締切りが5月30日に切られていたということで、そこに関しまして、ちょっと分かりにくい表現をされましたので、その確認なんですけど。今、議長のほうは、その分につきまして、「出されなかった、もしくは不完全なまま」というふうな表現をされたんですけど、ここについて、もうちょっと正確にご答弁いただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

会派で希望調査を出していただきます。そのときに出されていなかった15人の方々は、会派としては4会派でございます。その4会派の方々につきましては、議会運営委員会委員の委員については、このような形でというふうな申出がございました。ただ、常任委員会については入って

いませんでした。ですので、「不完全」というような形で表現させていただきました。また、どちらについても出されていない方もおられましたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

一応、こちらからすると、議長の求めによって、出してくださいということで出しているので、議会運営委員会委員に関しては出していますので、そこはきちんと答えた形になっているのかなと思うんですけど、不完全な状態というのはどういう状態をおっしゃっているのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどお話ししましたように、希望調査に関しては一覧表になっておりまして、一番上に議会運営委員会には誰々を充てます。総務委員会には誰々を充てます。福祉文教委員会に誰々を、協働環境委員会に誰々を、経済建設委員会に誰々をというふうな形であるんですが、4会派の方々からは、議会運営委員会、一番上の欄については記入がされておられましたが、4常任委員会については白紙の状態でした。それをもって不完全とさせていただいております。無所属の方についても同様な形でございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

常任委員会委員については出されていないというふうな表現をされたのかなと思ったんですよ。議会運営委員会の委員について、不完全な状態で出されたということなんですか。議会運営委員会の委員の提出について、不完全というふうに言われたんですかね。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

希望調査の様式が一緒になっておりますので、そういう意味で不完全と申したことでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。（傍聴席で発言する者あり）

○15番（永末雄大）

すみません、非常に質疑がしにくいんですけど。

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることを禁止されておりますので、静粛に願います。（発言する者あり）なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げておきます。

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

すみません、気が小さいので、申し訳ございません。

今、議長のほうからありましたけど、要は、議会運営委員会委員としては出されているわけだから、それは、その出されたとおり議長のほうで指名したというふうになるんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

議会運営委員会委員については、不完全なものを含めて10名の方々の名前が上がっておりま

した。議会運営委員会については、基本、会派の方々に出していただく形ですので、7会派ございます、7会派に関してはそのまま決定と考えました。残り2名になるんですが、無所属から3名の方々の名前が上がっておりました。そのうち1名につきましては、議会運営委員会についてはエントリーがございましたが、常任委員会についてはエントリーはございませんでした。要するに不完全であったと判断をしております。

そしてまた、2名の方につきましては、5月の臨時会のと時から出されており、こちらについては議会運営委員会にもエントリーされておりますし、常任委員会についてもエントリーされております。そういった形でしたので、その中で2名を、完全な形である2名を選任させていただいたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

通常、そういったことは今までもあっていると思うんですよね。希望したけども、それぞれで希望されたりしますので、それがうまく人数に収まらないということはあるかと思うんですけど、その際、通常、今まで調整を図るために、代表者会議とかそういったことを開催して、広く全体のできるだけ総意に従って決めていきたいと思いますというふうな形を取ってきたかと思うんですけど、そういった形を、今回取られなかった理由を教えてくださいませんか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど冒頭に説明いたしましたとおり、5月の臨時議会の中では、皆様方に代表者会議でも何度も提出をお願いいたしましたが、提出を拒まれました。そして、なおかつ、5月26日から30日の間についても、常任委員会については出されておられません。このことを考え合わせると、協議の意思がないと考えましたので、調整については図らずに、正副議長協議の上、やむなく選任したところであります。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

それはちょっと問題じゃないですかね。協議の意思がないという一方的な思い込みで動かれたんじゃないかというふうにちょっと考えてしまいますけど。この通常の委員会を選ぶ際のやり方として、今、飯塚市議会では、会派に属していない議員にも委員会にできるだけ出ることができるように、非常に細かい選出方法を構築しております。ある意味、特定のどなたの恣意性も入らないように公平公正な選出方法というのを構築しております。1会派3人の会派があれば、3人の会派からは1人出る。1人当たり大体三角2つとかですね、そういった非常に公平性の高い方法を構築しているわけですが、しかし、今みたいな形で、議長の独断の指名ということになりますと、この制度がそもそも全く無に帰すことになります。それこそ議長の采配一つで委員を選べるということになるわけですが、そのことに関して、もう少ししっかりとやらなくちゃいけないということは考えられなかったのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど説明いたしましたが、5月臨時議会の中で、再三、そのことについて調整をさせていただきたいということで希望調査の提出をお願いしましたが、先ほど申し述べましたように、「新しい議長が誕生したら二度手間になるので出せません」、「あなたが議長である間は出せません」、「正副議長が辞めない限り出せません」という返答でございました。ですので、調整の意

思はないと判断をさせていただいたところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

調整の意思がなければ、そもそも出していないと思うんですよ、希望調査を。希望調査を出している時点で、5月時点のいろいろな論理を持ち出すのではなく、その時点で、新たにもう一度しっかりと話し合いましょうというふうな形を、議長として、私は取るべきだったんじゃないかなと思うかと思います。

もう一点、先ほど第8条第2項、「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」というふうな部分も、今回、絡んでおるということですけども、6月6日、私どもが指名の分を頂きました前日に議会運営委員会がっております。私もちょっとその様子を見ておりましたが、その場で、委員長の方が「後任が決まるまでは現在の常任委員会で議案審査を行う」と決められております。議会運営委員会というのは、議長の諮問機関というふうな形にもなっていますので、その部分の決定というのは、非常に、やはり、議長としては、しっかりと受け止めなくてはいけないんじゃないかなと思うんですけど。

それでもあえて、議長の指名を行ったということになるかなと思うんですけども、6月6日、金曜日に、どのような選任事由が生じたというふうに考えられておるのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど冒頭にお話ししましたように、選任事由が生じたのは、既に、5月15日からであります。5月15日、2年間を過ぎておりますので、そこではもう選任事由が発生していると考えております。

ここで、説明のために資料の配付をさせていただきたいと思いますので、議長において、お取り計らいをお願いします。

○副議長（兼本芳雄）

ただいま、江口議員より、資料を配付したい旨の申出がっております。お諮りいたします。資料を配付することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

お手元に資料を配付させていただきました。傍聴人の方々については、申し訳ございませんが、資料がない形でございますが、ご容赦ください。

一番最後の2枚に、「飯塚市議会における議会閉会中の常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任に関する見解」として、鹿児島大学総合教育機構准教授 渡邊 弘先生の見解をおつけしております。これに関しては次のページに、「別紙問い合わせ」として、「以下のような経緯のもと、飯塚市議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき、本会議閉会中の令和7年

6月6日に、議長の指名により、議運・常任委員会委員の選任を行った。当該行為に法的問題はあるか、ご教示いただきたい。」という質問でございます。

「経緯」についてもお話しいたします。「飯塚市議会は、統一地方選組で、令和5年4月選挙後の5月の臨時会にて、正副議長・議会運営委員会委員・常任委員会委員を選出して2年が経過した。議会運営委員会委員・常任委員会委員の任期は2年となっているので、2年経過直後の令和7年5月15日に臨時会を開会し、委員会条例にて任期2年としている議運・常任委員会委員の選任を行う予定としていた。

しかし、臨時会では、開会・会期の決定を終えたのち、委員の調整のために休憩をとった段階で、議長に対する不信任決議が出され、先決事件として日程追加し、提案理由説明・質疑・討論・採決の上、可決となった。

不信任決議以降、その後の日程（議運・運常任委員会委員の選任等議会人事のみならず、市長提案の補正予算などの全て）が処理できないまま、22日に臨時会は閉会となった。

このような状況を打破すべく、議運・常任委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき、議長の指名により、全ての委員の選任を行った。」というふうな形で問合せをしております。

この問合せに対して、渡邊 弘先生は、「結論」として、「2025（令和7）年5月22日に臨時議会が閉会となった後、議会閉会中である同年6月6日に飯塚市議会議長が同議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員を選任したことについては、法的な問題が存在しないものと考え。」とされています。

そして、その「理由」の中で、選任事由についても書かれております。そこについてはご一読いただけましたらと思っております。

ということで、選任事由は既に5月15日に発生しております。

○副議長（兼本芳雄）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

それは、議長の見解ですよ。いろいろ専門家の方の意見も聞いたかと思うんですけど、例えば、ちょっと全てに共通するんですけど、そういった見解を議長が持たれているのであれば、通常、今までの議長の方というのは、そこで代表者会議に諮って、こういった考えがあるけども、市議会としてどのような方向で行こうかというふうなことを、そういう全体のできるだけの総意というのを求めてきたと思うんですよ。

先ほどの議運に関しても同じです。そういった選任事由があるかないかというのは、それぞれの考え方ですのであれですけど、少なくとも議長が諮問した議会運営委員会においては、後任が決まるまでは現状の常任委員会で行くということに決めていますし、そこに関しては、いないのであればあれですけど、そこに委員がいるということですので、その時点で、6月6日の時点で、どういった選任事由があったのかなというのは考えられますし、そういった代表者会議でありますとか、議運でありますとか、そういった決定を、随時、そういった形で重視されないというか、それよりもご自身の意思であるとか、こういった専門家の意思であるとか、そういったところをご自身で判断して動かそうとしているという部分に、非常に、私は危機感を覚えるんですけど、その点につきましてはいかがですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。（傍聴席で発言する者あり）

○1番（江口 徹）

今の6月5日の議会運営委員会の件につきましては、あくまで、2年を過ぎているけど、ただし書で残任期間がありますよという形のことを言ったにすぎないと考えております。

選任事由については、当然のことながら、5月15日に発生しております。ですので、それを

なるべく急いでやらなくてはならないという第8条第2項がございますので、速やかに選任をしたという形でございます。

それについて調整をしなかったことにつきましては、先ほど申し述べたとおりでございます。
(傍聴席で拍手する者あり)

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本日、報道で、「議長ポスト 三者三様の思惑」という記事が出ていますよね。読まれましたか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それについては読みましたが、本件とは関係のない案件であると考えます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党は本日付で、「市民の知らない“密約”今回は文書で行われたのか？」という記事を出しました。一方に江口 徹という名前があるわけですね。この市民の知らない密約が、今回、議会の大混乱、あるいは5月臨時会の機能不全に陥った、陥らせてしまった最大要因ではないのかと私は思うわけです。この認識はありますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほども申しましたが、今は閉会中の委員の指名についての緊急質問中でございます。今の川上議員の質問については、案件外と考えるので、答弁については控えさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここを避けて市民は一体、今、何が起きているのかと。日本国憲法第8章で地方自治の規程があり、地方自治法第6章で議会の規程があり、そして地方自治法第96条においてですね、15の規定のある権限行使が求められている議会において、どうして飯塚市議会がこんなふうになっているかについては、このことを明らかにしなければ、本来、今回の案件は究明できないと思うわけです。

それで、共産党のチラシでは、あなたが一方になっているこの覚書について、字が小さいけれども紹介しました。SNSでも公表しました。それは、恐らくはここにおられる議員のほとんどがデータで保有しておられるだろうと思うからです。ですから、私は昨日、議会運営委員会、6月11日、5人が欠席届を出したので成立しませんでしたけど、その場で私は第一に、この異常事態の要因になった密約を市民に公表すべきだと江口議長に述べたんですけど、回答はありませんでした。どうして公表するかどうか、回答がなかったんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員に申し上げます。ただいまの質問に関しまして、緊急質問の範囲外と判断しますので、もしあれでしたら、今回、なぜこういう選任をしたのかといったことに関する質問に変えて、もう一度、質問していただければと思います。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、答弁の中で、5月臨時会についての説明がありました、経過説明は。基本的にそのと

おりだと思います。ですから、5月臨時会を破壊、ストップさせた責任は4会派15議員にあると思うわけです。ところが、1つの点について、今回につながっていく話ですから、説明してもらいたいと思うのは、5月22日、最終日、閉会時刻の16時に迫った中で、午後から4会派15人の中から休憩動議が出ました。長い休憩を取りました。江口議長が決断して、再開したのが15時50分でした。あと10分しかないという状態ですよ。この再開したイの一番に、再び4会派15人の中から休憩動議が出たんですよ。あと10分しかないんですよ。ですから、休憩の後、議長は直ちに再開して、仮に5分前でもいいんですけど、本会議を再開して、もう15人の議員は出席催告を2回受けているので、出ないわけにいかないわけですよ。自分たちが出なくても、議場にいる者で議会は成立しますから。だから出てくるでしょう。出てこなくても成立しているから延長ができたわけですよ。23時59分まで延長して、事態の打開を図る努力ができたんですよ、議長として。会派の代表と会い、調整するということができたんですよ。それを議長は放棄したと思うんです。どうしてそれを放棄したのか、お尋ねしたいと思う。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

事実関係を、一旦、ちょっと整理したいと思います。

言われました5月22日についてであります。5月22日については、10時の開会予定時刻では開会できませんでした。15人の方が入って来られずに、10人しかおられませんでした。

そして10時5分に口頭による出席催告を行いました。

そして15分後、予定時刻の15分後に文書による出席催告を行いました。その文書による出席催告は30分後の10時45分に本会議を開くので、きちんと入って来ていただきたいという出席催告でございます。

これを受けて、10時45分には本会議を開会することができましたが、最初は日程変更の動議が出されました。日程変更の動議が出されましたため、それを直ちに議題として取り扱い、採決を行いました結果、日程変更が決定されました。その調整が必要なため、一旦、休憩とし、10時45分に開会した本会議は10時47分に休憩となりました。

そして、11時15分には代表者会議を開き、その日程変更は、「議会運営委員会委員の選任」と「常任委員会委員の選任」を先にすべきというふうな状況でございましたので、この2件を調整すべく代表者会議を開催しましたが、それぞれの委員の希望調査が提出されないままでしたので、一旦、代表者会議を終えました。

提出されなかったことから、正副議長調整の上、議長案を作成し、11時20分に議会運営委員会に諮ります。そして、11時40分に本会議を再開いたしました。

そして、議会運営委員会委員の選任と常任委員会委員の選任について、それぞれ諮りましたが、賛成少数で双方とも否決となりました。

否決となった後に、次の「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」に入ろうとしましたが、そのときに休憩の動議が出されました。そして休憩の動議の採決を行った結果、賛成多数で決定して、再度、11時45分に本会議が休憩となりました。

そして、どのぐらい時間が必要ですかというのを休憩中にお尋ねいたしましたが、時間が明示されなかったため、一旦、15時に再開するというふうな形で、14時30分辺りに本会議の再開時間の案内をさせていただきました。

そして、15時に本会議を再開しています。本会議を再開して、「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」に入ろうとしましたが、また休憩の動議が出されましたため、その採決を行った結果、休憩とすることになりました。

休憩の理由として、休憩動議を出された方が言われたのは、「午前中に議会運営委員会や常任委員会の委員の決定がないまま次の議事に進むべきではない」、「この後の運営について検討す

る必要があるとして休憩した」、「しかし、議長が議会運営委員会の選任と常任委員会委員の選任について調整をしておらず、調整していただきたいため休憩を求める」ということでございました。

それで、すぐ、１５時１分に本会議は休憩となりました。

そして、１５時３０分に代表者会議を開催して、議会運営委員会の委員の選任と常任委員会委員の選任について希望調査を出していただきたいというふうな形で、本来でありましたら、日程としては、「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」を行う予定でございますが、休憩を取っていただきたいというふうな形でしたので、異例のことではありますが、休憩となっていること。そしてまた、午前中の代表者会議においても、委員の希望調査が出されていないことを述べた上で、提出されていない会派の皆様に対して提出いただけるかお聞きしましたが、提出いただけないということで代表者会議を終えています。

そういった経過の後、１５時５０分、本会議を再開し、休憩前と同様に「議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」を行おうとしましたが、再度、休憩の動議が出されたため、それを直ちに議題として取り扱い、採決を行った結果、休憩が賛成多数で決定いたしました。

休憩の理由として、休憩動議を出された方が言われたのは、「先ほどの休憩の中で代表者会議を開かれたものの、議会運営委員会委員の選任と常任委員会委員の選任について調整がなされておらず、議長に調整していただきたいため、休憩を求める」ということでございました。

ただし、代表者会議があっても、同じ形で「出しません」というような形の返事しかずっと返ってきておりませんでしたので、延長をしても、それについては、再開できる見込みがないと考えました。そういった部分をやっている間に、１６時の本会議の閉会の時刻となった状況でございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

もともと調整意欲がどのくらいあったのか、ちょっと見えにくかったんだけど、少なくとも１５時５０分以降は、その日のうちの調整は、議長としては放棄したというふうにお聞きしました。

繰り返しますけど、この議会を壊したのは４会派１５人だと。責任重大と思うんだけど、そこを乗り越えていくというのが、議長の役割ではなかったかと思うわけですね。この点については残念に思うわけです。

江口議長もこの１５日から２２日のことについては事細かに説明がありました。先ほどの質問に対する答弁の中で非常に見えにくかったのは、それ以降、昨日までのことなんです。議会が、一方というか、４会派１５議員がそういう態度を継続している可能性があった。

一方で、議長が調整の意欲も失っている可能性があった中で、非常に重要な役割を果たさないとはいけないのが議会運営委員会なんです。９人で構成しています。私も入っているわけです。この議会運営委員会の中で、先ほどのやり取りの中で分かりにくかった面があるんですけど、要するに、議会運営委員会の次の構成については、全会派が、無所属も含めて応じたわけです。ですから、議長は、この一番大事な議会運営委員会について、各会派、無所属からも希望が出ているわけですから、これについて調整を行わなくてはならないし、当然できたんですよ。ですから、このとき、議運については５月３０日、５月３０日というのは議長が一方的に期限を切ったんです。そういうものに、４会派１５人が、無所属も含めて応じているわけじゃないですか。ですから、私は、この議運については、一番大事な議運は、構成できると、あのとき思いましたよ。

問題は常任委員会だったんです。出さないんだから。けしからんと思いましたけど。しかし、法律に問題がないというふうに、さっき鹿児島大学の先生の話を引き延ばしてきていましたけど、一番問題がないのは、後任が決まるまでは、現行の委員会が市民に責任を負うと、執行部に対し

でも相対するということができるわけですよ。

だから、調整が終わらなければ、何ら問題がないということを申し上げて、そういう趣旨のことを申し上げて、当時というか、私は今もと思うけど、小幡委員長がその方向だと応じたわけです。そのときあなたはいたんです。副議長もいたんです。発言権はあったんです。

ですから、5月臨時会で議会を壊したのは、打撃を与えたのは4会派15人です。しかし、議運を、打撃を与えて、壊滅させたのは、6月6日の翌日の議長の発令というか、通知は、5時25分ですよ、翌日の。問題はその間ですよ。これまでの間、調査では、江口議長は議会事務局と連携しながら、6月2日、6月6日、全国市議会議長会事務局と連絡を取っていますでしょう。つまり、ただし書、閉会中の指名、選任につき、どう考えるかということでやり取りしているでしょう。

それで、先に事務局から、議長からどういう指示を受けて、どういうやり取りを全国市議会議長会事務局とやったのか、ちょっと説明してください。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

まず、6月2日に全国市議会議長会に事務局のほうから問合せをしております。これはメールを送って電話でやり取りを行っております。この件につきましては、先ほどから出ております飯塚市議会委員会条例第8条の部分で「閉会中においては、議長が指名することができる」、それから第2項の「速やかに選任する」という部分について、議会の運営の方法として問題がないかどうかというところで問合せをしております。

その問いに対しましては、地方自治法が改正され、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」という部分が追加された際の趣旨、目的としては、補欠選挙で当選した議員が委員会活動に直ちに参加できるようにするためであり、臨時的なものであると。今回のように全員を指名することは、立法趣旨から反するというような回答を頂いております。

ただ、全員を指名することを想定しておりません。これは飯塚市議会においても全員を指名することを想定しておりませんでしたので、その部分も問合せをしておりますが、委員会条例の構文のとおり捉えるのであれば、できなくはないというような回答も頂いております。

それから6月6日ですが、議長のほうに、2日の回答が来ましたということでご報告しましたところ、ちょっと回答に疑義があるので、もう一度、聞いてほしいということで、6月6日にもう一度聞いております。要旨としましては、委員会条例第8条第1項のただし書について、立法趣旨を考えてその趣旨がはっきりしていない以上、文言を真つすぐ読み込み、閉会中に、議長の指名により議会運営委員会、常任委員会の全員の選任をしても法的には問題はないのかということで、条文についての問合せをしております。

再度、全国市議会議長会の回答としましては、このただし書については、補欠選挙で当選した議員が速やかに閉会中に委員会活動を行えるようにするためという趣旨、それから、委員会の選任は会議に諮ることが大原則というふうなことで、ただし書はあくまでも例外であるというような回答を頂いております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、ただし書はそもそも例外的なものであるというふうに締めくくったんだけど、その4行前からちょっと読み上げてくれませんか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

「このただし書については、補欠選挙で当選した議員がすみやかに閉会中に委員会活動を行えるようにするためというのが趣旨であり、委員の選任は会議に諮ることが大原則。閉会中の委員会活動をすみやかに行えるようにという自治法改正時の立法趣旨は変わっていない。ただし書はあくまで例外である。」

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定した所が分からなかったですか。最後のただし書はそもそも例外的なものであるという締めくくった所の上の4行なんですよ。だから、1枚目の最後の4行ですよ。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

「そもそも論として、議長がゴネて議会が空振りになる状況で、このただし書きで委員を指名したら、濫用と言われるのではないかと。」

委員会に議員が出席せず、議案審査されず、閉会し、執行部が議案を専決処分することになる。」

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この6月6日のやり取りは何時ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

令和7年6月6日、金曜日、午前11時頃です。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実は、これは一番最後に、この全国市議会議長会政務第一部長という方からのお話を、議会事務局でまとめた文書と聞いていますが、また、問合せの中では、相手の言い分ですよ、回答ですよ、「自治体法務研究の一部を引用しているが、前提条件が違う」と。そして、「問合せのように解釈をされるなら、そちらのほうの解釈権行使となる」と。もう、さじを投げています。

お尋ねしたいのは、江口議長は、当然ながら、この6月2日の問い、議長会の回答、6月6日の問い、議長会の回答、全部読んでいるんでしょう。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

もちろん読んだ上での判断でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

立法趣旨が違いますと、閉会中に選任を指名することについて、アドバイスがあり、そして、それでも飯塚市の委員会条例の構文どおりと、何の問題もないですということで、もし、やるのであれば、飯塚市議会は大変なことになるかもしれませんとまで言っているんでしょう。それを読んでいんでしょう、江口議長。今日の事態は予想されたことなんですか。6月6日、終業前の5時直前に、事務局に持ってきたようだけど。今日の事態は予想しておったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほどもお話ししましたが、6月議会が混乱しないようにというふうな形で、やむなく判断をしたものであります。想定した部分ではございません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

論理的に考えておかしいでしょう。5月議会は4会派15人の皆さんが一丸となって議会壊しに走ったと。しかし、それは議員としての立場ですよ。5月の臨時議会が終わってから昨日6月11日までの状態というのは、先ほど言ったように、議運の希望も出ている。調整ができる条件があったのではないかと思いますよ。

「常任委員会が出なければ6月議会はどうなるか」ということで、私言ったよね、「現行でいけば何の問題もないよ」と。小幡委員長もそうですという趣旨の回答をしたじゃないですか。だから、先ほど6月6日に選任すべき事由が、どういう事由が生じたのかという質問に対して、任期が切れたからというふうにおっしゃったんだけど、それは、本当にそうは思っていないでしょう。私が提案し、議運でも大方合意が得られたその内容でいけば、議会の安定的な運営に要となる議運は守られたし、それから常任委員会も後任が決まるまでちゃんと付託も受けられたわけですから、何の問題もなかったんではないかと思うわけです。

その点で、江口議長が、5日のこういう準備をしておいて、閉会中に人知れずやっしまおうという決意をほぼ固めて、調査をかけていて、6月5日の私の質問、小幡委員長の答弁を聞いて、何も言わずに、翌日、法的に問題がないということを再確認して、この拳に出たわけでしょう。

そして、先ほどびっくりしましたが、鹿児島大学の渡邊 弘さんにいつ問合せをしたんですか。これは、「別紙問い合わせ」、「6月6日に、議長の指名により、議運・常任委員の選任を行った。当該行為に法的問題はあるか、ご教示いただきたい」と書いておるじゃないですか。やってしまっ、法的に問題はないか、何のために聞いたんですか、これ。やってしまっているのに。順番が逆じゃないんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

まず、6月5日の議会運営委員会の経緯については、川上議員が言われたのではなく、私は単に次の委員が決まるまでは現行でいくということを確認したにすぎないと思っておりますし、それについては小幡委員長にもお聞きしたら、同様であるというふうなお話でございましたので、これについてはそう述べさせていただいております。

そして、問合せについてでございます。実は今回の件については、渡邊先生以外の法曹関係者であるとか、議会関係者であるとかにもお聞きしております。その中で、名前を出せない方もおられたりしますので、出せる方を探す中で、渡邊先生には、事後になりましたが、お話を聞かせていただきました。たしか、これは前日にお尋ねをしたのではなかったかと思います。順番は違

うと言いますが、複数の方々にお聞きしているというところについてご理解ください。

また、6月6日になったことについてなんですが、6月2日にお聞きして、議会事務局のほうに、これについて確認をしていただきたいというお願いをさせていただきました。その中で、議会運営委員会、6月5日について新しい委員ですることについても考えましたが、現実には、もう既に6月5日の議会運営委員会の委員については、旧のメンバーの方々に既に1週間前に招集の通知が出されておりました。そういったことも考え合わせて、6月5日については、そのまま旧のメンバーでやっていただいたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が、そういう場合は、後任が決まるまで現在の常任委員会が市民に、あるいは執行部に対して責任を負うということができると、しなければならぬというのは、6月5日に初めて言ったわけではないわけです。あなたが、川上が6月5日にその発言をしたのを聞いたことがないと言うんだったら、違うことを考えておったか、寝ておったかどっちかでしょう。ユーチューブでアップしていますよ。その場面を切り取って、その1、その2、その3、その4までアップしているじゃないですか、見ていないですか。あなたの会派の人は見えていますよ。ですから、後任が決まるまではというのは、あなたは分かっているはずですよ。

それから、先ほど問合せの件について答弁がありましたけど、私が問題にしているのは、6月5日の5時前に、全国市議会議長会からあれだけ言われているわけでしょう。我々、全国市議会議長会の言うことばかりを聞かないといけないということはないけど、立法趣旨に関わることなんです。一つ一つの文言じゃないんですよ。これについて、そこまで言われて、「そのとおりしたら議会は混乱しますよ」、「議長の濫用になりますよ」ということまで言われて、事務局は記録を取っているじゃないですか。それを読んで、それでもいいということで決断したんでしょう。決断した後に、法的な問題はないかという問合せを出しているわけでしょう。そして、議場には、法的に問題がありませんと言われる方の意見だけを、今、配ったわけですよ。全国市議会議長会の意見は全然紹介がなかった、議長からは。

それで、くどいけども、5月の臨時会を壊したり、ストップさせて機能不全に陥らせたのは4会派15人です。しかし、今日の事態を招いた責任は、議員としての江口 徹さんではなくて議長ですよ。議長が職権によって行った行為によって、大方が心配したとおりの事態を招いているわけですよ。（発言する者あり）今からするから。（発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

質問をお願いします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、この事態について、議長として行った行為によってこの事態が生まれていることについて、今、どう思っているのか、ちょっと聞かせください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

全国市議会議長会から、6月2日、そして6月6日と、そのような返事が来たことはそのとおりであります。これについては、当然のことながら、質問があるという話を聞いておりましたので、それにお答えする形でやるつもりでございましたので、この資料を用意したものであります。そして、ちょっと順番が変わりましたが、最後の鹿児島大学の先生の見解については、問いかけの中で、選任事由がいつ生じたのかというところでもございましたので、その返答のために、先に紹介をさせていただきました。

まず、全国市議会議長会からの、議会閉会中に全員を議長が指名することが立法趣旨に反する

という指摘について、その点をどう考えるのか、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、大前提として第8条第1項を素直に読めば、ただし書に「閉会中においては、議長が指名することができる」とあることから、閉会中に議長の指名により、議会運営委員会委員・常任委員会委員の全員の選任を行っても、法的には問題がないと考えられます。そのことに関しては、6月2日の全国市議会議長会の回答の中でも、文面をそのとおりに読めばそういった解釈ができなくはないというふうな形であったかと思います。

この読み方、解釈につきましては、法の解釈論でいうと、文理解釈というものになります。お手元の資料の早坂 剛先生の書かれました「条例立案者のための法制執務」の90ページに、次のようにあります。1枚めくっていただいて、「一般に、条文の解釈の方法には、文理解釈（文字解釈）と論理解釈（目的論的解釈、趣旨解釈）とがある。前者は、文字、日常使われている言葉の意味によって解釈する方法であり、後者は、物事の道理、立法の目的・趣旨を中心に解釈する方法である。この2つの解釈方法は、いずれも正しい方法であり、よく文理解釈は間違いで、法文の解釈は、論理解釈が正しいという者がいるが、これは誤りである。」と書かれています。

そして、「法文の解釈は、まず文理解釈に始まり、次に論理解釈をし、最後にそこで出た結論が果たして通常の言葉の意味で読めるか検証をする（『法令の解釈は、文理解釈に始まり、文理解釈に終わる。』）。」とあります。

私の前職は市の職員でありました。市の職員といっても、かなり昔になりますが、一時期、法制担当として条例や規則をつくる際のチェックを行っていました。その際に、研修や上司から教わったことの中に、条例や規則をつくる時は、分かりやすいこと、そして、人がその条例や規則を読んだときに幾つもの解釈ができるのではなく、解釈は一つになるようにつくることを心がけるようにと教わりました。

この文理解釈からすると、閉会中に、議長の指名により、議会運営委員会委員・常任委員会委員の全員の選任を行っても、法的には問題がないと考えられます。

その上で、全国市議会議長会の指摘について考えたいと思います。全国市議会議長会は、次のように指摘しております。「地方自治法が改正され、『ただし、閉会中においては、議長が指名することができる』旨が追加された際の趣旨、目的としては、補欠選挙で当選した議員が、委員会活動に直ちに参加できるようにするためであり、今回のように全員を指名することは、立法趣旨から反する」という指摘であります。

では、ここでのいう地方自治法が改正されて、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる」というところが追加されたのはいつかと調べると、平成18年の地方自治法改正でありました。平成18年の地方自治法改正のときの法改正の中で、ただし書を追加した目的は、全国市議会議長会が指摘されるように、補欠選挙で当選した議員が委員会活動に直ちに参加できるようにという目的であったようであります。

ただし、その地方自治法改正の際に、自治日報社の「地方議会の議事諸説」、次に資料をつけておりますが、こちらの「地方議会の議事諸説」では、次のような経過があったと記されています。1枚めくっていただいて、163ページの一番最後にあります。「参議院総務委員会で地方自治法改正案を審議しているとき、元京都市議会議長で元全国市議長会長の二之湯智委員（自民）が、国会での委員の選任や辞任は本会議の議決でなく簡便な議長許可となっており、これを地方議会へも取り入れてはどうかと質疑した。」とあります。

そして、165ページの傍線部分です。「総務省は参議院総務委員会において、委員の選任、辞任を議長権限でできるようにとの意見が出たことから、当事者ともいうべき都道府県、市、町村の全国議長会の意見を非公式に聞いた結果、基本的には賛成との回答を得た。この結果、総務省は、①今回の地方自治法改正の施行を決める政令の通知で、閉会中、条例で定めるところにより議長が委員の選任ができるようになったこと等により、開会中においても条例で委員の選任を議長指名で行い、また、その辞任、所属変更を議長の許可で行うことも差し支えない、②昭和

28年3月13日の行政実例を変更すると通知した（平成18年11月22日、自治行政局長通知）。法改正は閉会中のことであるが、通知で条例で規定するなら開会中の選任や辞任（所属変更）もできるとしたものである。」とあります。

そして、また1枚めくっていただいて、標準委員会条例の改正とございます。「①地方自治法の改正や施行通知に伴い、県、市、町村の全国議長会は標準委員会条例を改正した。その内容を見ると、県と町村は議長による委員の選任、所属の変更は閉会中に限定、開会中は議会の議決とした。②これに対し市は、開会中、閉会中を問わず委員の選任・所属の変更、辞任は議長の権限とした。」とございます。

上記の経過を見ると、平成18年の地方自治法改正を提案した目的は、全国市議会議長会の指摘のように、補欠選挙で当選した議員が委員会活動に直ちに参加できるようにするためであったかもしれませんが、それを含めて、委員の選任、所属の変更、辞任は条例に定めればよいとしたのが、18年の地方自治法改正であったと考えるべきであり、加えて18年改正後に示された全国市議会議長会の標準市議会委員会条例には、第8条として、「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下『委員』という）の選任は、議長の指名による。」とされていることから、今回のように全員を指名することは立法趣旨から反するとは言えないと考えます。

また、その後の平成24年の地方自治法改正において、委員の選任等を定めた地方自治法第109条から第111条が改正され、委員の選任、所属の変更、辞任は条例で定めればよいという姿勢がさらにはっきりとしてきます。

24年の地方自治法改正の理由について、資料をもう1枚めくっていただいて、参議院事務局企画調整室が作成している「立法と調査」、2012年5月の328号の8ページでは、「現行の地方自治法では、委員会の委員について、選任時期等は細かく規定されている。地方自治法全般について『規律密度が高く、地方自治体の組織及び運営についての裁量の余地が乏しい』との指摘があることも受け、本法律案では、地方議会の委員会に係る規定を簡素化し、委員の選任等については条例に委任するとした。」とあります。

この2つの地方自治法改正の経過を整理すると、今回のように、全員を指名することは立法趣旨から反するという全国市議会議長会の指摘は、18年の提案当初の立法趣旨からするとそのとおりかもしれませんが、改正された法及び政令、行政局長通知の意味するところとは違うこと。さらに24年の地方自治法改正で、「ただし閉会中においては議長が指名することができる」という地方自治法の条文自体がなくなっていること。加えて、全国市議会議長会の示している標準市議会委員会条例には第8条において、「常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は議長の指名による」とされていること。また、1枚めくっていただいて、地方自治研究機構の「自治体法務研究」2021年秋号の81ページの記事においても、特別委員会の就任拒否という問いを紹介しておりますが、この記事を読む限りでは、委員全員を議長が指名する前提で書かれていると理解できることから、今回のように全員を指名することは立法趣旨から反するという全国市議会議長会の指摘は不適當ではないかと考えました。

さらに付け加えますと、本来、立法趣旨を考えるのであれば、飯塚市議会委員会条例の立法趣旨を考えるべきだと思います。飯塚市議会委員会条例の制定、改正についても調べてみました。委員会条例第8条については、平成18年の制定以降、平成19年、平成25年の2回の改正を行っております。18年の制定に関しては、合併直後の臨時会で行われています。そして、平成19年の改正については、リコール直後の臨時会における改正であり、その理由を示す書類などは残っておりませんでした。また、平成25年の改正は、24年の地方自治法改正に伴うもので、現在の第8条第2項の、「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する」という規定を加え、現在に至ります。

以上のような点を含め、正副議長協議の上、私としては立法趣旨を考えても、その趣旨がはっきりしない以上、ここは飯塚市議会の立法趣旨がはっきりしない以上、文言を真つすぐ読み込み、

閉会中に議長の指名により、議会運営委員会委員、常任委員会委員の全員の選任を行っても法的には問題はないと判断をしております。また、この問題について先ほども申しましたが、議会事務局に全国市議会議長会の見解をお聞きしていただくほか、個人的にも様々な方々にご意見をお聞きしました。その中の一つで、鹿児島大学の准教授である渡邊 弘先生の見解書については、先ほど紹介したとおりでございます。

また、複数の議会関係者、法曹関係者からも、私のように、閉会中に議長の指名により、議会運営委員会委員・常任委員会委員の全員の選任を行っても法的には問題はないというご意見を頂いたことも、併せて申し述べておきます。

全国市議会議長会の返答の中にあるように、全国市議会議長会には命令権はございません。全国市議会議長会の見解もある意味、技術的助言というふうなところでございます。最終的には、委員会条例は各市議会で、全国市議会議長会の返答にありますように、全国市議会議長会には命令権はなく、最終的には、委員会条例は各市議会で定めたものであるため、各市議会の自己の責任、個別の判断になりますとあります。そういった全国市議会議長会の返答、私たちなりの検討、そして渡邊先生を含め複数の議会関係者、法曹関係者からのご意見を総合的に判断した上で、今回、飯塚市議会議長として法的には問題ないと判断をしております。

皆様、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時18分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が先ほど質問したのは答えてもらっていないと思うんですね。つまり、議長としての行為によって市議会が今の事態に陥っていることについて、昨日の議運も含めて、議運と呼ぶかどうかはちょっと疑義がありますけども、どういうふうにお考えですかとお尋ねしたつもりなんです。それに対して長い答弁があったけど、法的には問題がないという答弁なんです。

私の質問は、議長としてこの事態をどう捉えるかと聞いたんです。議長は法的には問題がないと言われたんです。これは、一議員の見解が議長としての行為になってしまっているということではないかと思うわけです。仮に、議員としての江口議員が「法的には問題がないよ自分は思う」と、いろいろ言う人もおるけど、それで議長としての権限行使に及ぶのであれば、先ほど質問がありましたけども、事前の調整とかいうことは当然あってしかるべきだし、先例の中でも我々はそうしてきたわけで。だから、答弁してもらっていないんじゃないかと。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど述べましたものに関しましては、一議員としての見解ではなく、正副議長で協議の上、議長の責任において判断したことでございます。そして、その部分に関しましては法的には問題がない以上、ある意味、各議員におかれましては、その委員に選任されておりますので、委員会には当然のことながら出席する義務が生じます。ですので、この混乱が起きたことが議長の責任であるとは一概には言えないのではないかと考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一概にはということで、一步後退したのか分かりませんが。

先ほど言った、議員としての江口さんの解釈は、副議長とだけ話し合っ、議長権限の行使の土台に据えるというのはないんじゃないかと。通常、法的に問題があるかないかと、これほどの問題が生じているときに、飯塚市議会では会派主義ですから、代表者会議に諮る。それから、まだ壊されていなかった議会運営委員会もあるわけですから、そこで諮って、後の行為と考えなかったのは不思議です。

それで、お尋ねしたいことは、6月6日の17時直前の決意、決断、25分の通知となっているんだけど、そのときに選任する理由がないということについては、さっきの質問者からも私も申し上げました。つまり、議運は調整可能な状態だった。それから、議運も含めて、常任委員は、現行で行けば6月議会に立派に付託された議案を審査できる状態にあった。にもかかわらず、議長が正副議長で話し合っ、法的に大丈夫かということについて、疑義が示されているのに、なぜ、選任したかについてお尋ねするんです。

5月30日までに、各会派、議員は、希望委員会を出してくださいと、その日を締切りにしましたね。その日に、飯塚みらい会と有和会の間で議員の変更がありましたね。つまり、江口議長が飯塚みらい会から有和会に移籍し、そして、兼本副議長が有和会から飯塚みらい会に移籍しましたね。これは何のためですか。これが、選任事由に関わってくるのではないかなと思うんですよ。何のために移籍したんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

まず、6月6日の段階で選任事由がないというふうな形で、川上議員は再三お話になられますが、先ほど申しましたとおり、5月15日に、既に選任事由があると私どもは判断しております。それが一点です。

そして、会派の変更については、会派の都合によるものでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、2つのテーマが行っているんであれだけど、選任事由がないことについては、今の答弁で、5月何日に任期が切れているとおっしゃったんだけど、今回、この「閉会中につき――」という、ただし書条項で議長権限を行使したことについての理由は、6月議会を迎えるに当たり、議案審査もできない状態ではよくないということで、こういう疑義も挟まれているような状態の中でもやりましたというわけでしょう。そうしたら、5月何日に任期が切れましたとか関係ないでしょう。実際に、今言ったような状況なんですよ、後任が決まるまでは、みんな議員を辞めたり、解散したりするわけないんだから。現存するんだから。そのことは、あなたの諮問機関である議会運営委員会で、あなたはよく覚えていないとかいう感じだったけど、6月5日の日に、あれほど明確に私が述べて、小幡委員長も回答した、あなたの目の前で。それが目に映らないというのは、ほかのことを考えとったかどうかというよりは、既に5月30日の段階で、今の10人の正副委員長全員の首を切って、委員会そのものを解体して、そして、自分が思うままに議運ほか4常任委員会をつくるという、そして、従来どおりでもないわけでしょう。自分の考えで一部の者は希望も聞かずに、経済建設委員会から、私もおりますけど、福祉文教委員会に移るような貼付けをすとかね。

そして、5月30日に移籍したために、兼本議員、江口議員は、会派のルールにとらわれずに希望のところに行ける。そういう配置換えをしたじゃないですか。

だから、真の選任理由は、このままでは議案審査ができないからとかいうことではなくて、十分できた。それを確認している。だけど、自らが好きに構成するために、そこにこそ選任理由があったんじゃないかと思うわけです。全員が首を切られたんですよ、あのたった1枚の紙で。法的に問題があると言われていたのに、江口議員の判断で、正副議長が打合せをしたために、全員が首を切られたんです。そして、正副委員長は今いないんですよ。いつ決まるかも分からないですよ。

だから、選任理由は、議長は少なくとも5月30日には思いついていたこと。それで、このただし書条項を利用しただけではないんですか。答弁できますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

全くもって、それは川上議員の臆測であると考えます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事実を言ったじゃないですか。5月30日、会派のことだから答えられないと言ったでしょう。事務局、ちょっと確認してください。今の江口議員と兼本議員の会派変更はいつのことだったか。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時31分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

令和7年5月30日付で、脱退届及び加入届がそれぞれ提出されております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、臆測ではなく事実によって、繰り返しになりますけれども、6月議会は先ほど言ったような、後任が決まるまでは現在の体制で行くという条項もあるし、議運で確認していることからいっても、何ら問題がなかったはずなんです。ところが、その議運の前から、5月30日に江口議長と兼本副議長はそれぞれの会派と話し合ったか分からないけど、話していないとできないと思うけど、この会派は準備行為に入っていたわけですよ。そして、6月2日には全国市議会議長会に法的に問題がないかと、事務局に問合せをさせる。「危ないですよ」と言われたら、「本当ですか」と、また聞くわけでしょう、6月6日。そして、やってしまった後に、なおかつ、知識のある人に聞くようなありさなんです。

だから、選任事由はないどころではなくて、そこに思惑があるわけです。だから、このことは、本人がないと言うんだっただけというふうに、もう最後まで言うんでしょうけど、事実はその事実なんです。市民が判断するところだと思います。

それで、なぜそういうことをするのかと。議長はいずれにしても総務委員会じゃないですか、飯塚市のルールで。だから、する必要がないんじゃないかと思ったりするけど、その辺はどういう考え方だったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

会派の異動につきましては、会派の代表者の方に聞いていただけましたらと思いますし、先ほどの選任事由の件ですが、渡邊 弘先生の見解書に次のようにございます。「令和5年第3回飯塚市議会会議録第1号によれば、飯塚市議会の常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、2023（令和5）年5月15日に選任されており、上記（2）引用の同条例の規定によれば、現時点において、それぞれの委員の任期を徒過しており、上記（3）引用の同条例の言う『委員の選任事由が生じたとき』と認められ、議長は、新たな常任委員会委員及び議会運営委員会委員を速やかに選任することが求められる。」とございます。ですので、当然のことながら、5月15日には選任事由が生じているものと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

その話はもう終わったでしょう。

それで、飯塚市の議長は総務委員会所属で間違いないでしょう。それで、先ほどから言っている市民の知らない密約、立憲民主党と飯塚みらい会、有和会の合意に至る覚書の第4項においては、「その他の議員の所属委員会の希望については、別途協議するが、佐藤清和議員が議長に選出された場合、総務委員会以外の所属とする」と書いてあるじゃないですか。第4項にそう書いてあるじゃないですか。飯塚市のルールと立憲民主党、飯塚みらい会、有和会の合意に関する覚書は矛盾がないんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

ただいまお尋ねの件は、本件とは関係ないものと考えておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

ここは、先ほどから、今回の指名、選任に至る過程で重要なポイントがある中で、江口議長がどうしても答えたくないのは、この密約問題なんですよ。西日本新聞も言いましたけど、なぜ、今日の日付でこれを載せたと思いますか。混乱の原因が、まず第一には、前回の記事で書いたでしょう。この混乱の大本には、地方自治法「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」、通常4年だとなっているのに、これを踏み外したからじゃないですか。今回は踏み外した原因について、こう書いている。これ、すごいですよ。皆さんにも関わりがあることですよ。この2つの勢力だけじゃなくて、「3会派」と書いてあるじゃないですか。票を貸すとか貸さないとか、利権とか、お金が書いていないから今回はまだいいですよ、4年前と違って。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、質問をお願いいたします。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

ですから、これほど重大なことが、2年前から、そして、この合意は5月14日ですよ。臨時議会の初日の前日ですよ。今日に至る原因の大本には、長い飯塚市の与党勢力のなれ合いというのがあります。でも、その中で、なれ合いに流れずに、市民と協働して市議会をまともにした努力もあるわけです。その多くは、先例とか、申合せとかになっているわけです。

でも、今度問題になっているのは、その中で、マイナスの遺伝子はずっとあったわけですよ、

負の遺産が。この地方自治法に基づかない2年交代。今度は1年交代ですよ。これが、今度、利権という単語はないけど、噴出してしまって、議事を止めたというのが状況でしょう。それを乗り切ろうとして、立法趣旨、法的な問題が問われるようなことを無理に押し通そうとしたのが今の姿じゃないんですか。違うんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

先ほども述べましたように、全国市議会議長会の言われる立法趣旨については、提案当初の提案の意図についてはそうかもしれませんが、審議の過程、そして24年の改正、そして全国市議会議長会の標準委員会条例等々により、それについては否定されたものであると考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

「法的には問題がないと私は考えます」、「たまたま議長でした」、「ですから、議長としての権限を行使した」というのが、今回だと思えます。

2013年、ある大臣が憲法の改正に関わって、「ナチスの手口に学べ」と言ったことがあります。それはどういう意味かという、本人はよく分かっていなかったんじゃないかと思うけど、ナチスは、ナチズム体制をつくっていくに当たり、ワイマール憲法に触れていないんですよ。ワイマール憲法の中に、緊急事態のときにどうしたらよいかという規定があるわけです。このただし書ですよ。これを使ってナチズムは行くわけです。戦前からの長い民主主義を求める、地方自治を求める闘いの中で――。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、自己の意見を述べるできないと会議規則第51条第3項の規定によりなっておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようお願いいたします。（発言する者あり）質問をお願いいたします。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

事実を述べていますからね、意見を述べていないでしょう、まだ。

それで、長い戦前からの国民の地方自治と人権を求める闘いの中で、つくり上げてきたのが、日本国憲法の第8章地方自治に結実しているわけでしょう。それは地方自治法が先かもしれないけど、こういった形で法体制がつくられて、油断したら、法律を私はこう解釈しましたということで、とんでもないことになる危険性が全国であるわけです。ここ飯塚で、「議会が5月に壊されました。6月も壊されるかもしれません」と言って、議長が壊しますか。そのときに、ただし書条項とか使ってやっていいのか。地方自治と住民自治、民主主義を守る上では、議長は、全体、合議体の責任者として振る舞うべきであって、一議員として振る舞う、一議員の立場で議長席で権限行使すべきではないと思う。大体、本来は一致する見解だろうと思うんだけど、やっているから一致しないでしょう。どうですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

再三お話ししましたように、一議員としての意見、見解でやったわけではございません。議長としての判断で行ったことでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

冒頭に、江口議長は「自分はこのように指名、選任をしました。しかし、ルール上、議員間で

入れ替わってもらってもよいというルールがあるんじゃないですか」というふうにおっしゃったんだけど、そのことは、私が先ほどから指摘している地方自治法、それから、それに関連して、そびえ立っているというか広がっている各条例、規則などを無視したこと、あるいは踏みにじったことを、そのことによって糊塗することはできないんじゃないかと思うわけです。「俺はやってしまったけど、皆さんの間で、都合つけてくれればそれでいいんじゃないか」というのは、民主主義の原理からいえば、議長としては言うことはできないんじゃないかと思うんだけど。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

地方自治法には、委員の選任については条例において定めるというふうな形で、第109条のたしか第9項だったかと思いますが、そうやって定められております。そして、それでいう条例については、飯塚市議会委員会条例でございます。そして、第8条の規定において、そうやって書いてあります。そして、委員の所属の変更についても、議会のルールとして第8条第3項に定められておりますので、それについては、申出がありましたら会議に諮ることはやぶさかではございませんというお話をさせていただきました。

何ら法の趣旨に背くものはございません。法をきちんと守った、法の範囲の中でやっていることでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

そもそもの話をしているのを枝葉末節に持っていけばそういう答弁が出てくるわけよね。それに付き合おうとすれば、こういうことなんです。そもそも常任委員会の任期規定の中に、まず、任期は2年とすると。ただし、後任者が決まるまでは、現在の委員が責任を負いますという趣旨のことが書いてある。そして、随分離れたところに、補欠選挙とは書いていないけれども、ただし書があるわけです。常任委員会の任期規定というのは上位にあるわけでしょう、順番からいえば。だから、その条項を適用すれば、下の条項を適用する理由がないわけですよ。これが法律ではないですか。首を横に振っても駄目なんです。そのことは検討しましたか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

任期については、確かに第3条に書いてあります。第3条、第4条に書いてございます。ただし、委員の選任については第8条に書いてあるんです。第3条に書いてあるから第8条よりも優先だという形にはならないと私は考えておりますし、それは、川上議員のほうでそう言われるのであれば、そういった見解を集められてご主張されればいいんだと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

非常に残念な答弁なんです。江口議員と私は、見解が違う場面もあった、一致する場面も、もう何十年とやっていますから、ありましたけど、今のは議長とのやり取りじゃないですね。川上議員と江口議員のやり取りなんです。議長たるものは、様々な議員間の意見の違いとか見解の違いがありますよ。それを超えて、合議体の長として振る舞うということだと思えます。

だから、先ほどから何度も言っているけど、江口 徹議員の見解を、たまたま議長だったので、私はこう解釈するから、兼本副議長と協同して、議会事務局が引き止めるのも顧みずに。

議会事務局はどう対応したんですか。6月6日の5時、江口議長からこれを発出してくれと言われたときの対応、ちょっと聞かせてください。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

議長からの依頼に対しましては、議会事務局は議長の下で任命されておりますので、中立の立場として議長からの依頼をお受けしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっとリアルに言ってみて。15時に、これは、議員全員が、常任委員の首を切られたんですよ。正副委員長も全員首を切られたんですよ。今、正副委員長は誰もいないんですよ。そういう行為をするときに、議長が、これは瑕疵があるんじゃないかと私は思っているけど、紙を持ってきて、事務局長に、これを発出してくれと。紙1枚で全員首になるんですよ。正副委員長もみんな首ですよ。発足する見込みもないじゃないですか、今の段階で。そういうときに、議会事務局はきちんとした対応をしていると思うわけです。ちょっとリアルに説明してください。6日の17時前に議長が紙を持ってきたんでしょう。どういう対応をしたのか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

時間経過につきましては正確ではないかもしれませんが、16時前後に正副議長室に局長及び次長の私が呼ばれました。その中で、議長が選任した名簿、それから文書について、これを全議員に発出してくれというような依頼がございました。その件につきましては、全国市議会議長会の見解などがありましたので、当然、飯塚市議会として、ただし書は例外であるというようなことも含めて、それは議長のほうに報告をし、飯塚市議会としては、こういった見解がある以上はちょっと待つべきではなかろうかというようなことも含めて意見を言わせていただきました。

その上で、議長の責任においてやると。それについては分かりましたが、そういった業務命令についてはちょっと受けかねるところがありますということまでは言いましたが、当然、我々、事務局としては、議長の下でお仕事をさせていただいておりますので、議長からの業務命令があれば、そのとおりにやっていく必要があるということでお受けをしております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議長、今言ったとおりなんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのとおりです。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議長が業務命令というのは初めて聞きましたけど、職務命令を出せる相手は誰ですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

局長ではないかと考えておりますが。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと自信がなさそうなので、正確に教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

地方自治法第138条第7項に「事務局長及び書記長は議長の命を受け」、飯塚市において書記長はいませんので、事務局長は、「議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する」となっております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうですね。

それで、先ほど16時頃、正副議長室に呼ばれたのは誰が呼ばれたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

局長及び私です。次長になります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指揮命令を受ける立場の事務局長が、議長に「これはまずいですよ」ということを言ったわけですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

局長及び私も意見を求められましたので、ご意見を言わせていただいております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのときは所属配置案を見せられただけですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そのときは、今回の議会運営委員会及び常任委員会の選任のお名前と、それから、それに対する説明が書いてあるかがみ文書の提示をされました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

かがみ文というのは何ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

この分を各議員さん及び報道及び執行部に対して連絡をしてほしいという旨の文書になります。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

かがみ文ですか、それは。どういう意味で「かがみ文」と言いましたか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

言葉として「かがみ文」は適当でないということであれば、そのときにお送りした文書を読ませていただきます。

「令和 7 年 6 月 6 日、市議会議員各位、飯塚市議会 議長 江口 徹

議会運営委員会委員・常任委員会委員の選任のお知らせ。

5 月臨時会にて決定できなかった議会運営委員会委員並びに常任委員会委員について、飯塚市議会委員会条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、別紙のとおり選任しましたのでお知らせします。」という文書です。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

これはかがみ文なんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

私はかがみ文書として思っておりましたので、そう言いました。

お知らせの文書です。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

かがみ文でもお知らせの文書でもないんですよ。

この本質は、このたった読み上げられただけの文書によって、全議員が常任委員会を任命解除されるわけですよ。正副委員長も解任ですよ。そして、正副委員長は決められないので、別紙のとおり任命するという解任と任命を書いたのがこれなんですよ。かがみじゃないですよ。お知らせではないんですよ。これに法的拘束力を求めているわけでしょう、議長は。

そうしたら、この文書は誰が作ったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

このときにお送りした文書につきましては、江口議長が作られております。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

議長が自ら作った文書。これを副議長は確認しているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

確認しております。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

業務命令だと言われて、このいわゆるお知らせと、それから配置一覧表と、２枚、どういう取扱いにしたんですか。事務局長が預かったわけですか、２枚。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

お預かりして議長のおっしゃるとおりに配信をしております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ちょっと時間がかかり過ぎていますよね。１６時に呼ばれて、やり取りして業務命令だと言われて、１７時２５分に我々が受け取っているわけです。受け取るというか、一人一人に送るんじゃないんですよ、LINE WORKSにぽんと載せるだけなんですよ。「全員、首」、「所管替え」、LINE WORKSでしているんですよ。こんな人事がありますか。

それで、それまでの間、１７時２５分までまだ時間があるでしょう。何をしたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

これも正確な時間ではありませんが、１６時から１６時４０分頃まで局長、次長、それから議長の３人で、この内容についてお話をさせていただきました。内容につきましては、局長及び次長の私は、これに対してはもうちょっと慎重になったほうがいいというようなこと、それから、混乱を招くおそれがあるので、そういったことも意見させてもらいながら４０分間の協議を行っております。

その後、局長が業務命令としてお受けしましたので、１６時４０分頃から他の書記４名を正副議長室に入れて、そこで、配信方法、それから、配信先についての説明がございました。当然、議長が作られたものですから、それを議会事務局のほうにデータとしてお送りをお願いしたり、そこからLINE WORKS等に掲載するための作業がこの間行われておりましたので、結果的に１７時２５分の配信になっております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

議員には、先ほど私が質問せずに言いましたけど、どういう方法で配信というか通知したんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

通常時において、各議員様へのお知らせ等につきましては、LINE WORKSというツールを使っております。SNSですね。それを使って、各議員さんのほうに事務局のほうからお知らせ等をお送りしております。そのツールを使いまして、今回もお送りしております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それが１７時２５分ですね。

「執行部には」、と言われましたね。執行部にはどのようにお知らせしたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

１６時４０分頃、書記４名を入れた後、業務の内容をそれぞれに分担してやっております。

ですから、１６時４０分から１７時２５分の間に、３階にあります企画政策室、元秘書課のほうに紙ベースで印刷した物をお持ちしております。それと同時に、各報道機関のほうにお知らせを行っております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

秘書課には何時に届けたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

これも正確な時間は分かりませんが、大体５時前後だったと思われます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

報道のほうには、いつ、どこに、どのような方法で渡しましたか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

こちらにつきましては——、ちょっと確認いたします。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 ２時１０分 休憩

午後 ２時１１分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

失礼しました。

報道関係へのやり方につきましては、議会事務局がサイドブックスというツールを持っております。その中に、いわゆる報道関係者にお知らせする用のフォルダ、共通のフォルダがありますので、そちらのほうにお預かりした文書を１７時３０分頃に格納して見られるような形を取っております。それと同時に、各報道機関のほうにファクスでお送りしております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

何ブックスと言われましたかね。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

サイドボックスです。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それが１７時３０分と。ファクスで送った、時刻、相手を教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

時間につきましては、ほぼ同時刻ですので１７時３０分頃に行っております。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

どこの社に送ったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

市政記者の関係になりますので、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞、NHK、それとRKBです。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、執行部がこのお知らせを受け取り、配置表を見ることができる状態になったのは１７時ということですね。そして議員に、「あなたはもう首ですよ」、「今度はこっちですよ」という通知が届いたのは、ぱっと見た人がいたとしても、２５分後なんです。マスコミは、遅れて５分後には見られるような状態なんです。飯塚市民、有権者の信任を受けて、選挙で当選して、そのために頑張っている議員が紙１枚でこのような扱いを受けてよいのか、考えたら分かるでしょう。

それで、事前にこの配置表を見た人がいないのかと思うわけです。LINE WORKSで議員に通知が来るでしょう。来る前に見た人がいないのか。つまり、飯塚みらい会、それから、有和会の関係議員は、事前にこれを見ていなかったのか。質問が悪いね。正副議長は残り３人に見せていなかったのか、ちょっとお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

それは会派のことですので、ここでは答弁を差し控えたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それはほとんど見たというのと同じ答弁になると思うけど。そう理解されますよ。議長は、一部の自会派の議員とかに、特別に情報を漏らしたりしていないと言うのが答弁じゃないんですか。答えないというのはどういうことですか。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

局長、次長との協議の中で、こういった形でやるということに関しては、会派の議員さんにもご了解を取っておられるんですかというお話がございました。それに関しては、会派の皆様方にもこういった形でさせていただくということに関しては、お話をして了解をしていただいているというふうな形では伝えております。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

正副議長を除いて3人の議員だけは、自分の所属がどこかというだけではなくて、誰がどこに行く、ここを辞める、この人はこうするとかいうのを、正副議長以外3人の議員は知っていたということになるわけです。自分の情報だけじゃないです。みんなの情報を知っているわけですよ。

（発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

質問しかできませんので。（発言する者あり）1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

会派内で意見が分かれているようですけど、ここは議長が——、（発言する者あり）了解を得ていると言うわけですから、見ているということじゃないですか。

ここは何を問題にすべきかということなんですよ。地方自治の二元代表制の下で、法に基づいて我々は存在しているわけじゃないですか。ところが、その活動のありようについて、最も重要な委員会の所属問題について、25分も前に執行部が知っていたということなんです。そして、ほぼ同時に、マスコミに知らせたということなんです。これは、先ほどからずっと考えてみれば、ただし書条項を自分はこれが正しいと言い張って、議会事務局が止めるのも顧みず、「業務命令」とか言って、久しぶり聞きましたよ、議会の中で。押し切った中身はこれですよ。関係会派の議員には、自分たち以外にも知らせておったというわけでしょう。こういうやり方が世間で通用しますか。議会では通用しませんよ。

それで、先ほど、次長が「かがみ」と言ったのは「かがみ」じゃなくて「お知らせ」と言いました。お知らせと書いているんです。これはお知らせじゃないでしょう。これは通知でしょう。しかも、文言からいえば、表題——、皆さんお手元にあるでしょう、江口さんはもちろんあるよね。表題で「選任のお知らせ」と書いてあるけど、指名でしょう。「指名について（通知）」でしょう、これは。

それから、文言は短い、3行あるけど、この2行目の「条例第8条第1項及び第2項に基づき」の「及び第2項」をなぜ入れたんですか。これは要らないでしょう。

それから、「別紙のとおり、選任しましたので、お知らせします」、これも指名ですよ。だから、この文書には瑕疵がある。だから、「お知らせ」と書けばお知らせかもしれないけど、通知だったら、これはもう違反文書ですよ。

質問は、「及び第2項に基づき」って、なぜ「第2項」を入れているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

第8条第2項には、「選任事由が生じたとき、速やかに選任する」とございますので、選任事由が5月15日に生じていますので、速やかに選任しなければならないのでやりましたということでございます。

ですので、必要な部分として考えたので、それを書き加えております。

○副議長（兼本芳雄）

1 1 番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「速やかに」という、法律の言葉はどういうふうに捉えているんですか。「ラピッド」というか、「急いで」とか、そういうふうに読んでいるわけですか、「速やかに」を。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

「速やかに」ということについてご説明させていただきます。議会図書室に、今回、資料にはつけておりませんが、「分かりやすい法律・条例の書き方」という磯崎陽輔氏の書いた書籍がございます。その117ページに「速やかに」という文言について書かれております。その中で磯崎氏は、「『速やかに』と規定した以上、速やかにやらしてもらわなければ困るのである」というふうな形で書かれております。ここでは、「直ちに」、「遅滞なく」、「速やかに」という言葉を比較しながら書かれておりますが、そういった選任事由が生じたときは文字どおり速やかにやるべきであると書かれております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その「速やかに」は見解が分かれるかもしれませんが、議事日程の最初のほうに、一番にしないといけないんじゃないですかという趣旨ですよ。江口さんは見解が違うと言うんでしょうけど、今の答弁からいえば。だから、これも、見解が分かれるんです。だから、私は、「閉会中においては、——」というただし書に基づいての行為であろうとするならば、「及び第2項に基づく」というのは要らない。あつてはならないのではないかと。したがって、こういう重大な文書が、委員会委員の選任とか——、指名だと思います。それから、「及び第2項」は削除すべきものではなかったかと思うわけです。

それで、こういう重大な効力、権限を持つ文書を、たった3行だけど、2か所も3か所も疑義を私は持つんですよ。

じゃあ、普通、決裁というのがあるじゃないですか、何でも。今回の場合は、先ほどから言っているような重大な内容を含むことに関する文書でしょう。「かがみ」とか言ったけど、違うんですよ。それで、この文書をどういうふうに決裁したんですか。起案、決裁の過程はどうなっているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

この部分に関しましては、議長として、局長、そして次長のほうに口頭で伝えております。そして、こうやって選任をいたしますというふうな形で選任についてお伝えいたしました。そして、それをお知らせするためにというふうな形で、お知らせの文書を作成して渡したところであります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁がなかったけど、正副議長だけで決裁したという意味ですね。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

決裁というのは議長においてやりましたということでございます。正副議長協議の上、議長の責任において決定したということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そこで事務局に確認したいけど、全国で今まで例のないことを、今、やってしまったわけですよ。今後もないでしょう。そういう事態の中で、こういうものの決裁規定はどうなっているんですか。事務局、ちょっと教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

通常、事務局のほうから作成した文書につきましては、最終的に議長のほうに決裁をいただくことになっておりますが、今回のようなケースは初めてなので、決裁のやり方というか、実際は、今回のこの文書につきましては、起案もしていないし、決裁もお受けしていない状況でございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

だから、ルールはどうなっているかということを聞いたんです。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

通常であれば議長のほうから文書を頂いた後、事務決裁の手続に入って、いわゆる担当書記のほうから議長まで決裁をいただくことになると思います。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今のところ、ちょっと早口だったので、よく分からない。「通常」という言葉が最初に聞こえたけど、もう少し分かりやすく言ってくれますか。通常はどういう決裁、手法とするのか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

まず、文書が議会事務局のほうに届きます。それは議長から届いても、外部から届いても、一旦、議会事務局のほうで受付をし、その後、書記のほうから管理監督職の決裁を受け、最終的に議長の決裁を受けることとなります。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回、その手続をしなかったのはどういう理由ですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今回の件につきましては事務を失念していたということになります。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは、瑕疵があるということですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

すみません。ちょっと訂正させていただきます。

今回の場合は、議長から業務命令という形で来ておりましたので、その分の事務手続をやっていない状態でございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ちょっと分かりませんね。通常の事務決裁は次長がおっしゃった流れです。非常に丁寧ですよ。

今回の場合はしていない。「なぜしないのか」と、「命令だったから」と、いつも命令じゃないんですか。指揮命令があって、いろいろ事務決裁とかするんじゃないんですか。違うんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そういった言い方をされると、事務の失念でございます。

○副議長（兼本芳雄）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「そういった言い方をされると」とはどういう意味。質問した側が悪いわけ。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今回、通常の業務をやっていないということになりますので、これは、議会事務局の管理職である私が部下に対する指導が足りなかったこと、それから事務の手続において瑕疵があったということになります。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員が言われる理由で正しいということですか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 ２時２８分 休憩

午後 ２時４０分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは、事務決裁において瑕疵があったと先ほど言われましたけど、ちょっと確認します。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほど、最終的に事務局のほうで瑕疵があるというふうに答弁させていただきました。再度、休憩中に事務局で整理いたしましたので、もう一度説明をしたいと思います。

今回の文書につきましては、議長のほうからこの文書をとということで完成形を頂いております。先ほど、最初のほうで私が説明した事務決裁につきましては、通常、事務局が作成した分を下から上に決裁を持っていくという文書になっております。今、言いましたように、議長から、この日、16時に完成形の文書を頂いて、これを送ってほしいという依頼でしたので、決裁を取らずに、そのままLINE WORKS等で流したということになります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、文言の一つ一つについては、事務局が責任を負えないということなんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

文言については、今回、事務局は意見をしておりませんし、書いておりません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

業務命令ということなんだけど、6月6日16時に、正副議長室に局長と次長が呼ばれて行きました。そこで、このお知らせ文と所属一覧表を見せられました。という答弁でしたけど、それ以前に見たことはなかったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そのときに初めて見ました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それ以前に、先ほどの議長の答弁によると、飯塚みらい会の会派所属議員それから、有和会所属議員は見ていることになるわけです。なぜ、議長はこの文言について、自ら書いたんでしょうか。なぜ自分で書いたのか、議長、ちょっと答弁してください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

選任をして、それについてお知らせをするためにはこういった文書があったほうがいいと考えましたので、作成をさせていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを事務局に命じて、それこそ言葉がちょっと行政的ですけど、命じて書いてもらうということはあってしかるべきだと思うけど。それをしなかった理由、自分で自分のパソコンで打ったんでしょう、そういう通常と違う行為をした理由が分からない。それを聞いているんですよ。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

その点については、私のほうで作成したのはそのとおりです。それをお渡しする中で、「文言修正が必要だったら」というお話をしましたが、「もう時間が厳しいです」、「このまま行かせ

ていただきます」という話がありました。それについては「結構です」というふうな形で了承しております。結果として、私が作成した文がそのまま使われたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会議開催のお知らせとは違うわけでしょう。この文書の性質は、先ほどから繰り返し言っているとおりですよ。二元代表制の一方の監視機関の構成をどうするかという重大なことなんです。それを書いている文書なんです。これを、議会事務局が吟味もせずに、むしろ「立法趣旨に反します」と反対されているのに、「命令です」と言って自分が書いたものを送らせたということが分かったんだけど。

なぜ、江口議長が自ら正副議長以下ほか3人の議員には見せたけど、ほかには見せないまま、議会事務局も知らないまま、いつ作ったのかと思うぐらいだけど、これは秘密を保持するために、議会事務局に書かせずに自分が打ったというのではないんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

私自身、日常的に文書を作成しますので、その延長として作成したものでございます。それが事務スピードを上げるためにとも思っておりますし、ですので、ベースとしてこうやって作らせていただきました。「修正があれば」というふうな形だったんですが。最初はもう4時の段階で、確かに議長会の意見について頂きましたけど、それは、もっと前のお昼前後ぐらいの話でした。そして、それに関してどうするかを考えた後、「やっぱり、これでやろう」というふうな形を決めて、それでお持ちしました。

そしてある意味、そこからずっと動き出していたならば、ある意味、チェックする時間もできたかと思いますが、やはり、「渡して大丈夫でしょうか」というところでやり取りがございましたので、結果的に時間がなくなり、「その分についてはこのまま行かせてください」という形で、私の文書を使っていたいたということでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事務局にも知られたくないために、議長が自ら作って、時間の制約がある中で、「このとおりやってください」と、「まずいですよ」、「立法趣旨にも逸脱しているんじゃないですか」とも言われて、「命令だ」というわけでしょう。

そこまでした理由は、自分、あるいは自分との友好関係のある会派のメンバーには事前に知ってもらっているけど、そのほかの議員にはこんなふうになることについて絶対知られたくないと。したがって、議会事務局に知らせるわけにはいかないということで、議長がこの重大な、通常の会議招集なんかと違う、会議の案内とは違う性質のものを、決裁も取らない状態で作ったのではないかということを聞いているんですよ。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

5月臨時会で諮りました議長案は、2度諮りましたが、そこについても、既に提出されておられた皆様方については、基本、そのまま希望されているところにそのまま貼付けをさせていただきました。一部、私どもの会派の中で、入れ替えとかをした部分はございますが、基本、先に書かれていたところに関してはそのままでした。今回についても、そこの方々についてはそのままにしております。

確かに、この委員の選任の部分が出れば問題と言われる方々は当然のことながらおられると思います。そうすると、ある意味、無用な混乱を招きかねませんので、最終決定はこの形で行くというやつを決めてからお渡ししたものでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後ろからいうと、秘密にしようという意図がありましたということですか。

それから、5月議会で案が出たものについて、全て議長が打ったんですか、あれは。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

あの部分については委員の貼付けの部分でしたので、希望調査が入っておられる方々に対して、片一方で今までの分がありましたので、それに対して、鉛筆で書き加えて事務局のほうに作成していただいております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5月臨時会ときには秘密にする必要がなかったからなんです。だから、事務局に安心して任せる。これが普通です。

今回は秘密にする必要があったので、直前まで——。先ほど、何と言われましたか、「無用な混乱」とか言った。それは代表者会議をしないからですよ。だから、6月議会をきちんと運営する上で、今回の指名・選任は必要ではなかったのではないかと。

それから、依拠しようとするものについても法的根拠が薄弱であること。

それからその手法においても、公平性はもちろん欠けますけど、チェックする相手に先に渡して、執行部に。議会議員は後で知ると。朝まで知らなかった議員もいるかもしれないんですよ、新聞を見るまで。新聞を見て、そうなのかとLINE WORKSを見た人もいるかもしれない。

こういう様々な角度、市民の目線で、普通の民主的な手続を考える目線で見れば、非常に危険な法解釈と手法を取っているわけで、先ほど、事務局に瑕疵があったのかというふうに最初答弁があって、そうではないという言い方をしたんだけど、これは議長に瑕疵があるんじゃないんですか。事務局長がちょっと待ってくださいというのに命令をかけて、正副議長だけで確認したもの、秘密裏に確認したものを強引に事務局を通じて、議員へ、執行部へ、そしてマスコミに送るという手法は極めて独裁的だと思います。

この際、今、振り返れば、江口議長がこれを改めるということが出来る状況に、今、あるのではないかと思います。文書にも瑕疵があると思われるし、事務決裁の瑕疵があると思われるので、この際、撤回することを前提に代表者会議で諮ってもらえないですか。各会派の代表者は必ず応じると思います。議会運営委員の希望を出しているんだから。全員協議会の開催要望も19人ぐらいでやっているんでしょう。だから、議長がきちんとやろうと言え、全員出てくるはず。皆さんが同意されて、共産党も1人だけオブザーバーで来いと言われたら行きますよ、認められれば。どうですか。

質問は、代表者会議でこの件を話してほしいという、これが質問です。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

全国市議会議長会への問合せの中で、「委員の選任については、口頭でも構わない」というお返事を頂いているとお聞きしております。委員の選任については、6月6日に終了しております。

ですので、これについて、撤回することはできません。

併せまして、お手元にあります「自治体法務研究 2021 秋」の資料を御覧ください。これは「特別委員の就任拒否について」であります。この事例については、この市議会は標準市議会委員会条例を採用しているというところでございます。答えのところを読みますが、「当該市議会の委員会条例に、委員の選任は議長の指名によるとされている以上、会議に諮って委員の選任を行う必要はありません。事実上の行為として、議長の指名による選任を行うに先立ち、議会運営委員会や会派代表者会議で特別委員会の委員の候補を提示し、内諾を得て本会議で指名することが、円滑な運営のために行われますが、これは法的に求められる手続ではなく、先に述べたようにあくまで円滑な本会議の運営のために行われる事実上の行為です。

このような手続が行われないことを理由に、委員会の委員の就任を拒否することは認められないと考えます。また、委員の選任は選挙と異なり、選任された議員の承諾は不要ですので、指名された委員は、当該委員会の委員として委員会に出席する義務が生じます。委員に就任することを拒否したいならば、一度委員に就任した後に、委員会条例に基づき当該委員会の委員の辞任の申出を行い、議長または委員会の許可を求めなければなりません。通常、委員に選任直後に委員の辞任の申出が行われても、余程の理由（健康上の理由など）がない限り、辞任が許可されることはないと考えます。

したがって、就任を拒否する議員に対しては、①就任の拒否はできないこと、②どうしても就任したくない場合は、一度就任して辞任の申出を行い、委員会条例に定める手続で許可を得ること（ただし、許可が得られる可能性は低いこと）、③就任拒否を続けると、委員としての責務を果たしていないことを理由に懲罰動議が提出される恐れがあることを伝え、今後、どのようにするかを当該議員に判断させることが適当と考えます。」とございます。

この案件は、懲罰動議が提出されたことにより、懲罰審査特別委員会を設置することとなりました。このため、議長が議会運営委員会の意見を踏まえて、委員会条例に基づき、懲罰審査特別委員会の委員の選任を指名により行ったという事例でございます。ですので、この特別委員会委員全員の指名を議長が指名により行った。しかし、そこに関して意義があることに対してのQ & Aでございまして、これについては、同じように考えるべきと考えます。

ですので、もう既に委員の選任については行っておりますので、皆様方には委員としてきちんと会議等に出席をしていただく義務が生じていると考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういう答弁が出るとは驚きましたけど、質問には答えていませんね。質問を聞いていましたか。代表者会議でこの案件について、きちんと話し合ったらどうかと、議会を正常化させる上でも大事じゃないかと思うわけです。だから、代表者会議でと言ったんだけど答弁がないでしょう。

何と言いましたか。懲罰、それは何なんですか、どこから懲罰が出てくるわけですか。それはあなたの読んだ本に書いてあるということでしょう。それは、江口議員個人が紹介しただけで、議長がみんなの同意を得て調べて、全員で議決しましたか、調査しましょうと。していないでしょう。議決を得て議長が調査したものを言ったわけではないわけですよ。だから、それは江口議員個人の行為なの。だから、ほかに見解のある人、いっぱい学識経験者はおられるわけだから、違う見解もあるかもしれないでしょう。そういうのは、寄り集まって、代表者会議でそういうことをするために議長というのはいるんですよ。

内容においても法的根拠が薄弱。それから、民主主義的な手法において、こういう秘密主義的な、非民主的なやり方を指摘——、自分でしゃべって明らかになったんですよ。私が調べて言っているわけじゃないでしょう。あなたがしゃべって、議会事務局に裏づけを取って、びっくりするような事実が分かったわけじゃないですか。傍聴されている方もびっくりしていると思う。

だから、「江口議長、悪いよね、悪いよね」で、我々は済まないじゃないですか。市民の負託を受けてここにいて、法に基づいて議会活動をしないといけないわけですから。そういった点でいえば、打開策としては、代表者会議をきちんと開く。必ず各会派の代表は来ますよ、先ほど言った理由で。とにかく議運を、安定装置を元に戻す。あるいは、どうするという工夫をしなければ、もう飯塚市議会は今もう野垂れ死になるんじゃないですか。８１６億円とか、新ごみ処理施設問題とか、重大な問題があるときですよ。大事な飯塚市議会がこんなことをやっていて大丈夫ですか。大丈夫じゃないでしょう。ですから代表者会議をやってくださいという質問をしているんですよ。嫌ですか。

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

先ほども言いましたが、委員の選任については全て既に終えております。ですので、この件について、代表者会議に諮ることは考えておりません。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。２７番 坂平末雄議員。

○２７番（坂平末雄）

江口君、あなたにお尋ねするわけですけど、議長という責務、これについてどういうふうにお考えですか。考え方をご答弁ください。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

１番 江口 徹議員。

○１番（江口 徹）

議会の議事をきちんと進める。執行部提出の議案等もございますので、それをきちんと進めるための仕事だと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

２７番 坂平末雄議員。

○２７番（坂平末雄）

我々は市民の負託を受けて、選挙で上がってきて、今、この議会におけるわけです。これだけ議会の議員の皆さん方が、江口議長の下では運営がやっていけないということを皆さん発言されてあるわけです。そして——。（傍聴席で発言する者あり）ちょっと、議長、静かにさせてください。

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。２７番 坂平末雄議員。

○２７番（坂平末雄）

それで、基本的にあなたは議事を円滑に進めるのが責務だろうと思います。それをあなたは全くしないで、独裁者的な考え方で、先ほど川上議員も言われていましたけど、そういうふうな独立独歩のやり方というのは、飯塚市合併以来もう２０年になるわけです。過去にこういう混乱を招いたことはないわけです。いろいろな問題を発言されても、代表者会議、それと全員協議会、先日も我々１６人か１７人か——。

○副議長（兼本芳雄）

坂平議員、ちょっと今回の質問から外れていますので——。

○２７番（坂平末雄）

いやいや、ちょっと待ってください。今、私が発言しているでしょう。

それで、全員協議会を開いてくれということで、あなたのほうに要望書も出してあるわけです。それもあなたは全部無視でしょう。だから、この本会議場で話をするだけでなく、事前にそういった協議をする場所があるわけでしょう。代表者会議もある。今までの先例、慣例でいうと、

委員会の貼付けにしても、各会派の代表者が出ていって、各自、希望が出ますよ。あなたは「何日までに出してくれ」と、ただ、「あなたの下では出しません」という意向を出したわけです。ただ、その中で、議会運営委員会、これについては全部出してあるんです。あなたの諮問下にある議会運営委員会、これは全部名簿を出してあるわけです。それもあなたは無視した。こういうやり方で議会運営がなされると思いますか。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。（傍聴席で発言する者あり）

○27番（坂平末雄）

だからその辺りをちゃんと答弁してください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

もともと今回の混乱については、不信任決議が出されたことに端を発していると考えます。その不信任決議については、私自身、身に覚えのない理由による不信任決議でありました。

そしてもう一点、議会運営委員会委員の選任についてでございますが、確かに、各会派から出てきました。各会派の方々7名については、そのとおり選任をしております。ただ、無所属については3名出てきましたので、3名のうち、2人を選ばなくてはなりませんでした。そのときに、2人に関しては、臨時議会のときから、当初から提出がされており、それについては議会運営委員会と常任委員会と両方ともきちんと出されており、ある意味、完全な形、午前中にお話した完全な形での提出でした。そしてもう一人については、議会運営委員会については、5月26日から30日の間ですが、議会運営委員会については希望がございましたが、常任委員会については希望がない不完全な形となっておりましたので、そのうち、完全な形であり、かつ、早期に臨時議会のときから出されていた2名を選んで選任したところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

今、ご答弁ありましたけど、議会運営委員会については、1人会派でも推薦が2人おれば、合計3人、もしくは2人でも、数が多いほうが、推薦があるほうが行けるようになっているんですよ。それをあなたは独立独歩で、2人会派、2人しかいない会派で推薦してきた。私のほうは、瀬戸議員ともう一人の方から推薦していただいております。事務局、その辺りはどういうふうになっていますか、お尋ねします。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時19分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長します。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げておきます。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

議会運営委員会、常任委員会の選出方法について、まずご説明したいと思います。「3人以上の会派から3人につき1人を推薦するものとする。ただし、これによって推薦された人数が定数に満たない場合は委員を推薦した会派で人数に端数を生じた会派」、つまり、4人いれば1人分を推薦した会派「及び2人以下の会派並びに無所属議員間を正副議長が調整の上、選出基準に基づき推薦する」ということになっております。

5月30日付で議会運営委員会の希望が出されておりますので、その分の希望と、それから議会運営委員会委員人員割表、それから一覧表という形で、議長のほうに事務局のほうから提出をしております。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それであれば、私も議会運営委員会に希望を出しております。それは、数は3人そろっていると思います。その辺りはどんなふうになっていきますか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

その分の調整につきましては、提出された分を議長にお渡しした後の調整については、議会事務局のほうでは把握できておりません。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それでは、議長のほうにお尋ねいたします。その内容は御存じだったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そういった部分については存じておりません。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

議会事務局に再度お尋ねします。その分は提出してあるんでしょう。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

人員割表については、議会事務局のほうからお渡ししておりません。議会事務局からお渡ししたのは、各議員さんから提出された物をお渡ししております。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

それであれば、先例、それと議会運営委員会委員の選出に関する申合せということで、これは議長がその中で調整を図る遵守義務があるんじゃないですか。その辺りはどういうふうにお考えですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それが私どもの手元に来ていればそうだったかもしれませんが、手元には来ていないため、出された分で判断したところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

再度、事務局にお尋ねします。今、議長のほうから、その資料は手元に来ていないという発言がありましたけど、先ほどの事務局の説明では、議長のほうには提出しておりますというご答弁がありましたけど、その辺りはどちらかはっきりしてください。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今、私の手元にある分につきましては、議会運営委員会資料、「令和7年5月12日提出」となっている資料を読ませていただいております。直接、この分の資料を議長に手渡したかどうかと言われれば、直接は手渡しをしておりません。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

直接手渡しをしていないということはどういうこと。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時28分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

すみません、もう一度、答弁をさせていただきます。議会運営委員会・常任委員会委員選出一覧表、これは、議会運営委員会です。5月12日に提出した分の資料があります。それと、各会派、無所属の議員様から頂いた議会運営委員会の希望の紙については、議長にお渡ししております。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

だから、今、5月12日に提出された議会運営委員会・常任委員会委員選出一覧表、これは12日の議会運営委員会の中で配付されてあるんでしょう。まずそこから。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

こちらにつきましては配付されております。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

その中には議長も出席されてあったんでしょう。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

出席されておりました。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

この「議会運営委員会委員の選出に関する申し合わせ」という内容がここに記載されてありますよね。本来ならば、これは議長が調整を図るべき職務じゃないんですか。事務局はどんなふうにお考えですか。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

5月30日時点では、10名の方が希望を出されておりましたので、この選出方法にのっとって調整を行うべきだと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

では、その調整を議長はしなかったということで確認をさせていただきますけど、間違いないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

5月の臨時会においては、4会派、15人の方々からは希望調査が出されませんでした。そして、希望調査を出していただきたいというところに関しては、「あなたが議長の間は出さない」、そして「新しい議長が誕生したら二度手間になるので出さない」、そして「正副議長が辞めない限り出さない」といった理由でございました。そしてまた、30日を過ぎた段階であっても不完全でありましたので、これについては調整ができないものとして考え、調整はしておりません。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問はございませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

一点お尋ねいたしますが、川上議員からの質問の際も、今のご答弁でも、「不完全」という言葉をよく使われております。「不完全」という言葉が分からないというご指摘があったかと思えますけれど、議会運営委員会のメンバーと常任委員会のメンバーを一緒に出すことが完全だということが、どこかの規定にあるんですか。常任委員会の委員の選出の際に、議会運営委員会のメンバーと常任委員会のメンバーを一緒に出さないとそれは不完全ですということがあるんですか。一緒に出さないといけないという規定があるんですか。「不完全だから、不完全だから」と言っているけれど、そういうことではないんじゃないですか。

私も今日まで議会にいろいろ長くいますけれど、各種委員の選出、常任委員会にしろ議運の委員、度々選出の場が出てきておりますけれど、2年に一度出てきますけれど、その際には、先ほど言われましたように、5月12日に出された選出方法にのっとってやっているということで理解しておりますし、例えば、議運は定数9人ですから10人出てきたら、それは調整をするというふうになっていると思うんです。それはもう議会事務局が答弁されましたけど、その調整をされないで今回は指名したということですよね、第8条のただし書を使って貼り付けた。そして、なおかつそれは調整しないで貼り付けた。

貼り付けた理由は、優先順位は、先例ではちゃんと選出方法が記載されておりますけれど、不

完全だったから。常任委員会のメンバーが出てきていないから、議運のメンバーだけでは不完全なんだ。だから、常任委員会のメンバーを出した人から優先的に貼り付けましたという答弁ですけど、どこに、委員の選出の際に一緒に出しなさいと、出さない場合は優先的に議長が貼り付けていきます、指名していきます、選任していきますというふうに記載されているんですか。事務局にお尋ねします。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

同時にしなくてはならないということは、どこにも書かれておりません。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問はございませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

もう長い時間質問をされておりますけれども、何点か聞かせていただきたいと思います。

先ほど、先ほどというか、随分前ですけども、議長のほうから、法的に見て何ら問題はないので議長また副議長の協議の中で選任したので、これに従ってくれというお話だったというふうに思いますが、法的に何ら問題はなくても、このような事態になっていることは御承知されておられますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それについては承知しております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今回の事態は承知しているということでございます。

それであるならば、議長は職責上、議会をスムーズに運営されたいのか、そうではないのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

もちろんスムーズにというのはございますが、市民のために何が一番大切なのかを考えながら職責を果たしております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

スムーズに運営をされたいということでございますが、そうであるならば、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員を決める方法として、どのようにすることがよかったのかというふうに思われますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それを検討した結果、閉会中の委員選任について、やむなくではございますが、判断させていただいたところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

その結果、今回の事態を招いておりますけれども、議長として、この事態をどのように収束されるおつもりなのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

先ほどもお話をさせていただきましたが、委員の選任については6月6日の部分が有効である以上、皆様方についてはそれでやっていただく形になります。

ただしではございますが、先ほどもお話ししましたように、15人の議員の方々が、「やはり私どもはこちらのほうがいい」という話に調整がついて、申出があるならば、それについては速やかに会議に諮って、委員会の所属の変更について諮る。そのことで皆様方のやりたいという部分に関しては可能となりますので、そちらでやっていただけたらと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

今、ご自身が出された選任の委員会委員のものが不服であるならば、その方法でやってくれということでしたが、前回もお話をさせていただきましたが、あのペーパー1枚で、メールで来た分では、少し言葉が足りないのではないですかと、私は申し上げました。もう少し対話をして、丁寧にやるべきじゃないですかという話をしましたけれども、結果として、あるいは、そのまま今日まで流れてきておりますけれども、冒頭にも話しましたが、法にのっとって何ら問題がないと言われましたけれども、法にのっとっていけば何でもいいということではないと思います。

次元は異なりますけれども、去年の衆議院選挙で、法に何ら抵触をしていないポスター掲示について何か大きく報道されたことがありましたけれども、それを受けて、国会では法が改正されたのか、されるんだろうかというようなところになりますけれども、私たちは人間です。やはり対話をしながら、目を見ながらやらないと、これでやってね。

例えば、私たちが勤め人として、社長である場合、そういうのがいけると思いますけれども、同じ立場で、我々は、議長を支えていく立場でもあります。そんな中でこういう形でやると、私たちはどこに信頼を求めているか、これで大丈夫なのかというのが、やはり、疑念が皆さんに残っているんじゃないかなと思います。

これは早く、今日もこんなに時間がたってしまいましたけれども、早く何か収束、また、先ほども川上議員も言われましたけれども、代表者会議、それから、全員協議会なりを開いて、やはりやるべきじゃないかというように思いますので、これを開くご決意が、今、あるかどうか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

おとといの全員協議会の申入れに関しては、委員の選任について、きちんと全議員の前でご説明いただきたいという趣旨だったかと思います。ただし、全ての会議の前にというふうな形で書いてございましたが、それに対して、昨日は10時に議会運営委員会が予定されていて、本日も10時から本会議が予定されている。その中で、おとといも夕刻の提出であったと聞いております。その中で、昨日、そして今日の朝というのは設定ができませんでしたので、それで、今日の本会議の一番最後に、全員協議会ではなくて本会議という形ではありますが、その日程を加えさせていただいたところでございます。

そしてまた、緊急質問というような形でございますが、それについての質問をお受けしておりますので、全員協議会の申出については、この場に代えていただけるのではないかと考えており

ます。

○副議長（兼本芳雄）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

この場がそういう場だというふうに思っているというふうなお話でしたが、まだまだ質問をされる方がいらっしゃるかもしれませんが、まだ、お互いがうまく合意もできていないようなふうに思いますし、思いが伝わっていない。また、議長の思いもこういうことなんですというのあまり伝わっていないような、ただ法的にこうだ、どここの学校の先生がこうだと、法的にはいいかもしれませんが、私たちは、やはり合意をしながら、例えば、法に抵触ぎりぎりのところであっても、合意するところはする。法に全然抵触しなくても、合意するところはしていくというふうな気持ちはあるわけですから、しっかり、今、考えていないということでしたけども、時間をこれだけ使っておりましたので、できたはずではないかなというふうに思います。最後、意見になりますけども、これからでも考え直していただければと思います。以上です。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問はございませんか。23 番 小幡俊之議員。

○23 番（小幡俊之）

これは議事録に載りますので、議長に確認します。

先ほど、今の選任ですね、選任は、議長、副議長を含む会派、友好会派の3名は事前に知っていたのかという限定的な、何か推理小説まがいのことを言われましたので、明確に言いますと、小幡、石川、金子に対して言われたのは、なかなか協議に応じてもらえない状況によりまして、副議長とも相談して選任したいと思っておりますので、了承願いたいということは、我々3名は議長から聞きました。それに対しまして、分かりましたという返事をしましたが、議長、それは間違いないでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

そのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

23 番 小幡俊之議員。

○23 番（小幡俊之）

それに対しまして、議会運営委員会の委員、4 常任委員会の委員の貼り付けられたメンバーを事前に我々3名は知っていたのだと限定されましたが、私は知りませんし、6 日に発表があったときは自宅で、その時間帯何をしていたかまでは覚えていませんが、議長からそういった事前に通告も用紙もファクスも、もしくはメールも頂いておりません。その3名には、先ほど休憩時間に確認しておりますが、議長、それで間違いないでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番（江口 徹）

そのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

23 番 小幡俊之議員。

○23 番（小幡俊之）

川上議員におかれましては、その点は違いますということで訂正がありますから訂正を求めておきますので、今はお答えは結構ですが、議事録の中でそのように限定された部分はそうではなかったということだけは申し述べておきたいと思います。以上です。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして緊急質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。（「議長」と呼ぶ者に続き、起立する者あり）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を提出させていただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員から「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」という形で動議が提出されました。ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。3番 深町善文議員ほか18名から、この際、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、この際、「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることは、可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

午後 4時20分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第8号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

「議員提出議案第8号」は、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明に代えさせていただきます。

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）

令和7年5月15日に招集された令和7年第2回飯塚市議会臨時会は、議長への不信任に端を発し、8日間の空転の後、すでに任期を迎えている委員会委員の選任など、予定されていた案件はいずれも審議未了のまま、自然閉会となりました。

地方自治法第104条において「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とされておりますが、5月の臨時会並びにその後この間の議長の議会運営において、江口議長が法に定める議長の職責を果たされているとは到底認められません。

市民や市政に関する市長提出議案の審議にあたるべき今、令和7年第3回飯塚市議会定例会において、再度の混乱を生じさせぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告するものです。

なお、江口議長におかれては、議長は可決された議会意思を尊重するという原則に立ち返り行動されますよう、改めて求めるものである。

以上、決議する。飯塚市議会。

○副議長（兼本芳雄）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この案文を読みますと、「令和7年5月15日に招集された令和7年第2回飯塚市議会臨時会は、議長への不信任に端を発し、8日間の空転の後」とあります。「8日間の空転」において、議長がどんなことをされたか、具体的に教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

私は個人として、議長の議事運営に対して賛同ができなかったもので、私は辞職勧告決議案を出させていただきました。あとの方の意見は分かりません。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

お静かにお願いします。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議長がどのような行動を取られたのか教えてくださいと伝えています。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

私は無所属の1人会派ですので、よく分かりませんが、代表者会議、それと議運等は、全然、招集をかけられてもなされなかった。参加する議員さんに「入られる方がいなくてできなかった」と聞いておりますけど。

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

私は、全員協議会のことを問うているのではなく、「8日間の空転の」と書いてありますけど、何を議長がしたのかというふうに尋ねています。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

私個人のことをいえば、（発言する者あり）議長が、私個人でいえばですよ、私は1人会派です。議長は何もそういう中で調整にもお見えになったこともないし、話も全然聞かないで、事務局に行っただうなっているのかと聞くような状況で、調整能力とかが全くないんじゃないかなと、そういうふう感じておりました。

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議会の運営については、議会の本会議とか議会運営に関してはどのように認識されておりますか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

当然、議場に入って議長席に座れば、それなりの運営をされているとは感じています。

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この「空転」というのは、議長はそのまま議場にいた。だけど、催告をされたり、議場に入らなかったということで空転したというふうに認識をしております。

そもそもの「議長への不信任に端を発し」という言葉がありますが、言い換えれば、議長への不信任案が原因でとも取れます。不信任案を出された方が空転させたというふうにも取れますが、どのようにご認識されておりますか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

私は、議員や会派間の意見調整を議長が円滑に行えなかったことでこうなったと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質疑はございませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議長への不信任に端を発し」と書いてありますけど、これは不信任案の議決のことでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

はい。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

であれば、そう書けばいいと思うんです。

しかし、我々の認識としては、代表者会議から始まるんじゃないんですか。前日、14日に、立憲民主党と飯塚みらい会、有和会が先ほど紹介したような覚書を結んでいるんでしょう。それが、覚書を結んだのに、それは私的な関係ですよ、それが代表者会議の場で、立憲民主党の代表がそのうちの1項目について納得いかないとか言い始めて、それで、会派間の話だったのに議長

と会派の話に発展していくわけでしょう。

だから、この会派間の問題が議会の問題に持ち込まれてきたというのが、「端を発し」と言うなら、端を発しということじゃないのかと。そう書かないのかというのを思ったわけです。どうですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それは、今日、私もこの新聞を見て、それと、Xに載っている文書を見て分かったんですけど、このときは、ただ私は個人的には議長としての役割がなされていないということで、私も不信任案に賛成したことで、そういうことで書いておりますので。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどから緊急質問の際に言いましたけど、5月臨時議会が壊された責任は4会派15人の責任ですよ。それは、先ほど、江口議長が答弁の過程の中で、こういう経過がありましたと。あれは正確だと思います。ですから、そう思うわけです。

「8日間の空転」というのは、8日間じゃないでしょう。土日が入っているから6日間じゃないんですか。違うんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

議長が調整しようと思えば、その土曜、日曜も含め8日間あったはずですよ。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういう意味での8日間なんですね。

既に任期を迎えている委員会委員の選任ができなかったということなんだけど、なぜできなかったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

議長の調整能力がなかったのかなと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確かに、4会派15人が自分が出ないと。議長が提案したら否決しにわざわざ入ってくる、本会議場に。入って来なければ、入っている議員でできたんです。皆さんが入って来て、否決して、また出ていくわけでしょう。だから、これは、既に任期を迎えている委員の選任については、まず、4会派15人の責任ですよ。今日、19人でこの辞職勧告決議案を出しているけど、そのうちの15人の責任です。

それで、調整能力がないというのはそうでしょう。こういう困難というのは、これまでもあった。それを、理解を求めて市議会の役割を果たそうというので、繰り返し繰り返し意見を聞き、自分の意見も言うでしょうけど、そして、こちらの意見とこちらの意見は違うわけじゃないですか。それを調整する仕事は議長にあったわけです。これは2番目の問題だろうと私は思うわけです。

それから「など」というのがよく分かんわけです。「など」というのは何なんですか。

○副議長（兼本芳雄）

瀬戸議員、お分かりになりますか。（発言する者あり）2行目の「すでに任期を迎えている委員会委員の選任など」。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

これは議運の件から、常任委員会から、特別委員会のことなどを含めて「など」というものを書いたと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうなんですか。選任関係のことでいえば、議長の調整能力もあったかもしれないけど、過半数を維持している15人が相手ですから、調整能力以前の問題というのはあったんですよね。

それから、この「など」の中にはあれが入っているんじゃないんですか。会期変更、日程変更について、提案しても提案しても、来なければいるメンバーで議決してやれるのに、議案審議に入れるのに、入って来て、否決して、出ていくわけでしょう。これも皆さんの仕事ですよ。そのために、予定されていた案件はいずれも審議未了になったんじゃないんですか。瀬戸議員、覚えていますか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それは覚えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が非常に憤ったのは、先ほどもちょっと言ったけど、最終日、22日に、繰り返し休憩動議を出してきたでしょう。最悪は、誰が動議出したかな、あなたか、15時50分の動議ですよ。これに対応する江口議長の弱点に当たってはさっき言いました。

しかし、一連の経過を見れば、具体的な行為によって、議事妨害を実質的にやったのは4会派15人じゃないかと思うわけです。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、それを辞職勧告決議案の冒頭3行に書く心境が分からない。そこに自分たちが追い込んだんでしょう。

それから、「5月の臨時会並びにその後この間の議長の議会運営において」と書いているんですけど、5月の臨時会の議会運営というのは、今、言ったことでいいんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それでいいです。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、この議会運営は5月臨時会においては、4会派15人が妨害したという事実ですよ。

それで、「その後この間の議長の議会運営」というのは何のことを指しているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

もう一度いいですか。委員会選任の件か何かですか——。（発言する者あり）

これは、30日までの委員会の、先ほどから質問等があったいました案件でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5月30日までですか。5月30日は何もなかったでしょう。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

30日までに出してくれということです。その後、6月に入っても、今日のようなことで質疑が出ていましたけど、その委員会選任の件でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、5月30日までに出してくれ、それから、本日までのことも含むということなのですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今日までのことを含みます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここのところについては、その後、5月23日以降、本日までの議長の議会運営については、議会を開会しているのは今日しかありませんから、閉会中の行為ですよね。先ほどから緊急質問を私もさせていただきました。それを含めたものとして議会運営という表現になっているんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

御存じのとおり、議長の役割として、議事の整理、議案を整理し、議論をスムーズに進めるために準備したり、議会を代表して会派間の調整とか意見調整など、円滑な議会運営をすることが議長の役目でありますので、その間の今までのことを含めたところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私の認識は、「その後この間の議長の議会運営」というのは、非常に重大な内容があって、地方議会を壊してしまいかねないようなありようだったのではないかと思うわけです。これについてはさらに調査が必要だと思うわけです、私は。

それで、ここにたどり着く歴史的な飯塚市議会の問題点もありますけど、きっかけは2年前の約束でしょう。そして今回、前日の先ほど言った覚書なんでしょう。ここのところを、反省なしにこういう記述ができるのかと思うわけです。

それから、次のところは、「再度の混乱を生じさせぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告する」という結論になっているんです。「再度の混乱を」というのは、どういうことを想定しているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今日も、さきに緊急質問があった内容等々、それと、このままであれば議事を審査できない状況になるということで、そういうふうを考えて書いております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「再度の混乱」というのは、議案審査ができない。ということは、委員会が動かないというようなことを想定しているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

そのとおりです。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは私も心配しています。

ですから、先ほどは代表者会議を行って、会派主義ですから、一番の調整機関はここしかないんですよ。で、江口議長が、現在、この代表者会議について明確な答弁をしていない。きちんと調整を図ると言っていないんですよ。だからといって、議長を辞めさせてしまえば、この「再度の混乱」が生じないかという、そういうわけでもないんじゃないかと思うわけです。

だから、瀬戸議員もその中に入っていたと思うけど、入っていました、不信任決議案の提出、16人で出してきたけど。不信任決議案を出したら、法的拘束力はないんだけど、皆さんは本会議に出てきますかと聞いたじゃないですか、道祖議員に。そうしたら、出てくる場合もあるし、出てこない場合もあると言った。その結果がこの自然閉会じゃないですか。

だから、最初から不信任決議案を出すときに、この結末になることが十分想定されたし、中途からは決意したんだろうと思うけど。今回の議長辞職勧告決議案は、不信任決議案とはもちろん違いますけど、性質は。だけど、法的拘束力はないわけでしょう。今度は16人が19人に増えました。どうするんですか、江口議長が引き続き頑張ると言ったとき、皆さんはまた同じ戦術を取るわけ。そのことが「再度の混乱」のことじゃないんですか。ちょっと答弁を求めます。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

そのような形になることもあるかと思いますが、これで江口議長本人が考えられて、不信任案のときも、政治的には非常に重みがあるものであって、事実上の決議であっても、半数以上の議員が議長として適任ではないと突きつけたわけですよ。議長はこの事実に基づいて辞任をする必要があるということは地方議会研究会とかにも載っているんですよ。議長がどうされるかで、この後の審議が空回りするのか、ちゃんとできるのか、議長の姿勢にかかっているかと思っています。議長の考えで変わると思います。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、ちょっとお待ちください。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のために申し上げておきます。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不信任決議案を出したとき、それは、今、振り返れば、15人のストライキ宣言ではなかったかと。（発言する者あり）1人は出てきたから、16人のうち15人は事実上ストライキ宣言を市民に対して表明したのではないかと、後で振り返れば評価できるのではないかと。

今回の辞職勧告決議案は19人でしょう。どうするんですか。これは議決するでしょう。そうしたら、今日から、明日から議場に出てくるんですか。2回催告状をもらったら出てくるわけ。これで市民の負託を受けた議員が構成する飯塚市議会は機能できるんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

これは、今、江口議長が退任されれば、さっとできるわけじゃないですか。もうこれだけの運営ができないと分かっているのに、無理やり議長の椅子にしがみつくと、（傍聴席で発言する者あり）それはどうかなと私は思います。それは辞めれば済むことじゃないですか。何で議長の席にしがみつくなのか。こういう新聞も今日見ましたが、こういう約束があってやっているのか。

（傍聴席で発言する者あり）何も本会議をうまくいかせろとかいうこととは、この記事を見ると違うじゃないですか。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この「再度の混乱を生じさせぬよう」ということでいえば、辞職勧告決議を皆さんが上げるでしょう、今から。そうしたら出てくるの、議場に。1回目催告されたら出てこない。2回目催告されたら出てくる。それで、出てきて、否決して、また出ていくわけ。それで、2回目以降は休憩動議作戦をまたするわけ。それで市民に対する責任を果たせるのかということになる。（傍聴席で発言する者あり）議長を江口さんが辞めるまで、これを続けるんですか。（傍聴席で発言する者あり）

だから、今重要なのは、自分の責任を、5月臨時議会の15人の議員の責任を塗り潰して、歴史の中から消して、全て江口議長が全て悪かったということで辞めさえすれば、議場に出てきてもいいぞみたいなことになっているでしょう。文面を読んだらそうじゃないですか。だから、こんなものは出さなくて、代表者会議できちんと調整せよと。あるいは、今、指名、選任したやつについては瑕疵があるということが浮き彫りになったんだから、「一遍撤回せよ」という要求決議をするほうがましじゃないかと思うけど、瀬戸さんはどう。（傍聴席で拍手する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

その代表者会議を開いても調整ができないわけでしょう。その議長自体が、さっき言ったように、何で、4年間、椅子にしがみつかなかないか。辞めればすつといくわけじゃないですか。明日からでもすぐ審議が始まるわけじゃないですか。（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

会議を妨害された、今、発言されました傍聴人に申し上げます。先ほど来、再三注意したにもかかわらず、なお議長の命令に従わないので、地方自治法第130条第1項の規定により、傍聴人の退場を命じます。（傍聴席で発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 4時49分 休憩

午後 4時50分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。会議時間を午後6時まで延長いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

代表者会議で調整する方向がいいんじゃないかというのを私が言ったのに対して、無理でしょうという答弁をしたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

何度もやっているのに、代表者会議を開かなかったり、開いても集まらなかったりということでしたんでしょうけど、もう一緒かなと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私たちは、日本国民として基本的人権、幸福追求権を持ち、福祉を享受する権利を住民と共に持っているわけです。国権においては三権分立ということで、国会、内閣、司法があるんだけど、憲法がなぜ第8章で地方自治をうたっているかというと、その三権だけでは、住民福祉の増進だとか、先ほど言った人権の問題とか、平和の問題とかが難しいからです。だから、地方自治というのは住民自治でしょう。ですから、我々は住民の代表なんです。密約によって、様々な「貸してる」、「貸さない」、「500万円だ」、なんだとか言って、ずっと飯塚市議会はどこまで遡るんですか。

でも、先ほど言ったけど、瀬戸さん、先人たちが頑張ってよいルールをつくってきたのがあるじゃないですか。だけど、それは市民と結びついて支えられているんだよね、いいものは。市民から隠れたところで、この2年先の約束とか、1年後の約束とかいうようなことを繰り返しておって、これが破綻したら、このありさまなんです。

だから、飯塚市議会は、市民に隠れたなれ合い議会運営というのを、今、改めるときを迎えているんじゃないかと思うんです。だから苦しいよ、各議員、私以外は。それはしがらみばかりだから苦しいでしょう、ないですか。「ばかり」というのは撤回しておきましょう、多いから。

そうしたら、苦しいよ。だけど、いつ、これをきれいにするんですか。酒を飲みながら、「1年後、俺に任せちゃんない」とか、話をしていないんですか。

そうなってくると、これで事実上、私たちは江口議長の下ではストライキ宣言というのを市民に公表することになるわけですよ。本当にいいんですか、こんなに賛成して。

あんまり読まないで、頑張れと言われて、提案して行って、答弁する立場に立っているんで――。

○副議長（兼本芳雄）

川上議員、質問のほうをお願いいたします。

○11番（川上直喜）

今、どう思いますか。それが本当にいい道か、ちょっと考えてみて。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

川上議員が言われることもよく分かるんですが、本来、議長自体に、江口さん自体に、私はもう少し、今、どういう状況にあって、飯塚市議会の中でこの運営をうまくやっているのか、これから先もやっていけるのか、これだけの人に、半分以上の人に不信任を出されて、決議案も今のところ、19名の方が賛成で立たれるんでしょう、19名の方が立ってあって、そこで、江口議長自体に一度ゆっくり考えてもらって、自分の進退を決めていただきたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いいと思うんですね。江口議長にきちんと考えてもらおうと。そう言えばいいんですよ。言っているじゃないですか。その時間をきちんと与えて、一方で、先ほど緊急質問したようなことについては民主主義を破壊するようなこともあるので、これはきちんと調べたほうがいいと思うけど、今の段階では、きちんと考えてもらおう。そして翻って、19人が、何度も言って失礼だけど、失礼というか、本質はそこにあると思うけど、今議会は棒に振りますというに等しいようなことになってしまわないのかと、市民の前に本当に示せるようなものなのかということを考えてもらいたいと思うわけです。

ちょっと最後、瀬戸議員、撤回してもらったらどうでしょうか、一旦。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

撤回はできません。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質疑はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

最後に一つお願いいたします。地方自治法では、議会の議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないという文言があります。これに関して、先ほど、質疑とその応答を聞いていますと、今後、行われる委員会も欠席するかもしれないというような旨を話されました。それは本当でしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

欠席するということですか、それはまだ全然分かりません。江口議長が先にきちんと考えてくれるんじゃないかなと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議長は、確かに案文に書かれているような責務はあります。私たちはそれと同じくらいの、誠実に、私たち議員としての職務を果たすこと、議案に対しての審議を図ること等が考えられます。そこについてしっかり審議できるような体制があるのか、もう一度、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

金子議員、ちょっといいですか。今、議長辞職勧告決議の中でどういった内容の部分で今の質問をされたんでしょうか。ちょっと内容がずれているような感じがしますので、もう一度、ちょっと質問の内容を変えていただければと思いますが。いいですか。じゃあ、26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今、金子議員がおっしゃるとおり、私どもは市民の負託を受けて議会に上がってきています。きちんとした審議をするのは、もう当然のことだと思っています。

しかしながら、議長も一議員として負託を受けて上がってきておられます。では、今、混乱しているのは、議長が辞めなくて、不信任案を出して、今度、辞職勧告決議案を出したわけですけど、議長がそれを思われるなら、きちんと身を引かれれば、すぐにでも、明日からでも審議はきちんとできますので、ぜひ、議長に考えていただきたいなど、そういうふうに考えています。

（傍聴席で発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

地方自治法では、議長の任期は議員の任期とする。つまり、4年はあるというふうに書かれておりまして、私たち議会の中では、それに対して条例等はございません。ということは、飯塚市としての議長の任期が明記されているのはこの地方自治法のみとなりますが、その認識はございますか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

議長の任期は議員の任期に準ずるということは私も知っておりますが、別に、今、言った先例等で2年を約束したり、1年を約束したりとかいうことを禁じておるわけではありません。

○副議長（兼本芳雄）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この決議案は法的拘束力がないということをご理解した上での提出でしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

当然、拘束力がないことは存じております。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

次に、江口 徹議長から、本案について、一身上の弁明をしたいとの申出がっております。これを許可することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、江口 徹議長の一身上の弁明を許すことは、否決されました。

討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に反対の立場から討論を行います。

江口議長の責任について、2つ挙げることができると思います。1つは、立憲民主党、飯塚みらい会及び有和会との覚書。あえて、私は「密約」と呼びたいと思います。これを交わした責任、署名があるわけですから。その中には、議長の1年交代をうたっているわけです。さらに、次にバトンを握る議長については、市議会の申合せに反して、総務委員会に所属しない、総務委員会以外に所属するということまで合意しているわけです。

こうした密約が一夜のうちに破綻したわけでしょう。14日、前日に合意したばかりでしょう。

立憲民主党代表「佐藤清和」、「田中武春」、飯塚みらい会・有和会代表「江口 徹」、「小幡俊之」とサインがあるじゃないですか。この中に、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員は従来どおりとすると書いています。「ふくおか」とは入っていませんけど。それがなぜか、立憲民主党会派の代表である道祖議員が、翌日の９時半からの代表者会議で、「議長を辞めるんだったら、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員も辞める。飯塚市議会のルールとして当然じゃないか」というふうに言ってくるわけでしょう。

つまり、こういう密約、議会活動を温存した責任、助長した責任があるということだと思ふんです。この件については、本日の新聞報道で、２年前に約束して、票の貸し借り、驚きますよね。江口議長は、この覚書に文言にはない、利権、お金のやり取り、そうしたものがないということ、市民に説明する責任があると思うぐらいです。

もう一つ、江口議長の責任に挙げたいのは、先ほどから緊急質問の過程で申し上げました、議長の役割を忘れて、あたかも１人の議員、１つの会派の代表であるかのように法律や手続を解釈し、そして、議長の権限で行使しようとしたこと、非常に危険なことだと思います。しかも、そのことについて指摘をした議会事務局長並びに次長に対して、納得いかないということで、事務局長に対しては業務命令というような態度まで取る。少し細かく聞いてみると、立法趣旨は離れている、離れていないという問題とともに、手続において異常ですよね。私たち議員が見られる状態になったのは１７時２５分です。それなのに、執行部、秘書課には、既に２５分も前に渡しているというわけでしょう。

もっと言えば、１７時２５分にびたっと見たという人は少ないでしょう。マスコミのほうには１７時３０分にはもう見られる状態になっていたんです。皆さん、ファクスをもらいましたか。運のいい人だけが１７時２５分に見ています。マスコミにはファクスも行っているんです。皆さんのところにはファクスもないでしょう。内容は、皆さんを現在の所属委員会から全員解任するという内容です。正副委員長はそれぞれの所属委員会で選ばれています。そうでしょう。江口議長の行為によって、全常任委員会正副委員長解任ですよ。

あろうことか、議会運営委員会、議会の円滑な運営を担保するために絶対になくしてはならない法律で定められた委員会です。この委員長・副委員長も解任する文書を、議会事務局に相談せずに、自分で作って、ぎりぎりいっぱいまで。そして、先ほど言ったような手続でしょう。ぎりぎりまで秘密を守ろうとしたんです。議会事務局に渡したら、あの空間ですから、誰の目にも見えたりするじゃないですか、と私は思うわけですよ。

このように、自分の都合のよい法解釈をして、しかも、ただし書条項。秘密的に、市民の負託を受けて議会議員として活動している者に、そういう態度を取るというのは、これは地方自治、また、住民自治にも関わる重大な行為だと思うわけです。この件については、私は先ほど瀬戸議員に対する質問の過程で申し上げましたが、引き続き、さらに調査すべきことがあると思っています。

しかし、今、２点、江口議長の責任の問題を言いましたけど、この辞職勧告決議案がどういう意味を持つのかということなんです。これは江口議長に調整を求めないという最後通告ですよ。それが一つ。

その最後通告を出したら、出した側の１９人、５月臨時会のとときと同じ行動を取らざるを得なくなるじゃないですか。気がついていますか。よく読まないで不信任決議案にも賛同した方々もおられました。また同じことをすれば、連れて行かれますよ、議会破壊行為に、６月議会。もう名前を書いてしまっているから賛成するしかないと思われているかもしれませんが、よく考えてください。「再度の混乱を生じさせぬよう」という意味は、どういう意味かも分からないでしょう。文面でいうと、最初の３行。これは４会派１５人、この議案提出は１９人ですけども、４会派１５人が出席催告を二度も三度ももらって、入って来たとと思ったら否決して出ていく。入って来たとと思ったら否決して出ていく。その次は、休憩の動議でしょう。１９人の提出者のうち

の15人に、最初の3行の責任はあるわけです。江口議長の責任はそれを調整し切らなかった。あるいは、しなかったという責任はあるかもしれない。

最後に申し上げたいのは、今、飯塚市議会は何に遭遇しておるのかと。背景は何かというのは先ほど言いました、私の見解は。こんなことをやっている議会は全国にないんですよ。住民自治とか地方自治を失ってしまうような局面にいるわけです。だから、私はこの席から飯塚市民がこの事態を打開するために立ち上がっていただきたいと思うわけです。同時に、市議会議員は負託を受けてここにおるわけですから、あれが嫌だから、これが嫌だからというようなことではなくて、この経験したことのない事態に直面しているわけですから、通常ではない決意を固めて、みんなが事態打開のために力を合わせるときではないかと思うわけです。聞き慣れた言葉で言えば、調整という言葉です。

このときにあって、私は代表者会議という機関がきちんと機能する必要があると思う。代表者会議が駆け引きの場、あるいはバッシングの場、このようなことでは駄目ですよ。もう代表者会議だけは開きたくないと議長に思わせるようでは、飯塚市議会は駄目だと思う。

だから、議会運営委員会がこういう事情で機能できない状態になっている以上、代表者会議なんじゃないんですか。お願いしますよ。

江口議長の弁明も聞きたかったけど、多数が聞きたくないということなので、否決されましたけど、住民自治、地方自治の視点から、この辞職勧告決議、賛成すべきではないということを申し上げて、討論を終わります。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに討論はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

私は「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に反対の立場で討論いたします。

案文を少し読ませていただきます。「令和7年5月15日に招集された令和7年第2回飯塚市議会臨時会は、議長への不信任に端を発し、8日間の空転の後、すでに任期を迎えている委員会委員の選任など、予定されていた案件はいずれも審議未了のまま、自然閉会となりました。」「5月の臨時会並びにその後この間の議長の議会運営において、江口議長が法に定める議長の職責を果たされているとは到底認められません。」というふうにあります。

なぜ、委員の選任、議案の審議ができなかったのか。それは案文にあるように、「議員提出議案第7号」の議長不信任決議が可決されたことが発端になっています。5月15日から22日までの間、議長は委員選出をするべく、希望調査を提出するよう依頼しましたが、議長不信任決議に賛成した16名のうち15名は、不信任案可決を理由に希望調査を提出しませんでした。

すみません。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 5時17分 休憩

午後 5時29分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。討論の続きからどうぞ。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

大変失礼いたしました。貴重な時間を申し訳ございませんでした。

途中から討論いたします。5月15日から22日の間、議長は委員選出をするべく、希望調査を提出するよう依頼しましたが、議長不信任決議に賛成した16名のうち15名は、不信任案可

決を理由に希望調査を提出しませんでした。議長が本会議を開いても、15名は議場に入らず、出席催告を受けた後、入室すると、否決、休憩動議、日程変更動議を出し、議会の進行を妨げました。議会が自然閉会された後も、議長は5月30日までと希望調査を提出するよう依頼しましたが、常任委員会の提出はないままでした。

そもそも、委員選任がなされない理由は、議長不信任決議が16名で可決され、そのうち15名が議長からの数回にわたる委員会委員希望調査依頼に応じなかったことです。

この「議員提出議案第7号」は、提出者15名から具体的な内容が示されておらず、適切ではない表現が含まれていると思う。この部分に関して、私も賛成しかねると認めた議員がいたにもかかわらず、飯塚市議会では議長は2年の任期が慣例だからと法的根拠もなく、提出者16名で可決されました。このこと自体がまずもって認められません。

議長が委員会委員を選任したことについては、5月の臨時会のような空転を6月議会で避け、市民の負託を受けた飯塚市議会の機能と議員の職責を果たすため、やむを得ず委員の選任を行ったと考えます。

何より大切なのは、私たちは議員として住民の負託を受けて誠実に職務を果たし、市民の生活を一番に考えることです。

議長辞職勧告決議案について、今回の議会の空転については、2つ理由があります。

1つは、法的根拠がなく、具体的事実が示されない表現に、不備のある議長不信任決議に賛成した16名の議員の責任であること。

2つ目、議長不信任決議を理由に議長からの委員会委員希望調査依頼に応じず、議場に入らず、出席催告を受けて入場しても、否決、日程変更動議、休憩動議を出し続けた15名の議員の責任であることにあります。

以上の理由により、反対討論といたします。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに討論はありませんか。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

今回、このような議案、江口議長辞職勧告決議案が提出され、賛成の立場で討論することを、江口議長の一議員時代の活躍を知っている者として、非常に残念に思います。

まず、議長という立場を改めて説明いたしますと、地方自治法第104条では、議長の一切の行為は、議会を代表することとなっております。議会を代表するということは、議長は議会全体に対して、公平・中立でなければなりません。だから、衆議院でも参議院でも議長に就任すれば、党籍を離脱するか、会派を離脱して、中立的立場であることをアピールしなければなりません。つまり、議長は一議員としての立場を捨てて、議長の立場を優先するというのが地方自治法の趣旨です。一議員として、どんなに自分が正しいと思っている意見でも、その反対の意見が議会議員の過半数の合意を得ているならば、議長としては、議会議員の過半数の合意のほうを選ばなければならないわけです。それが、議長たる者の責任であり、議長職の重さであります。

例えば、成人式で、江口議長が成人に向かって挨拶をするとき、一議員の挨拶ではありません。飯塚市議会を代表した挨拶なんです。それが代表するという意味です。そのことを江口議長は認識しておられるのか、非常に疑わしい。地方自治法の解説では、議長としての職責を担うのであれば、議会議員との合意の下、これを行うべきであり、合意を得ることができない者は議長の職を担い得ないと解説しています。

去る5月15日、5.15事件ではありませんが、江口徹議長不信任決議案が提出され、賛成16、反対7で不信任決議案は可決されました。このことについて「議会運営の実際」という議会事務局が議会運営で参考になっている文献では、「議長不信任決議案は事実上の議案ですが、可決されますと議会の意思になりますので、議長はこれに従うのが原則です」となっています。これは、あくまでも原則論で強制力はありませんが、ここでは、原則論をしっかり申し上げておき

ます。

次に、議長は、議会の秩序を保持し、円滑に運営すると。この点について申し上げます。江口議長は、秩序を保持しようとするどころか、自らその秩序を乱そうとしているとしか思えない行動を取られました。その内容は、江口議長は、「センキョタイムズ」というユーチューブのチャンネルで、「大混乱の飯塚市議会」というタイトルで情報を発信しておられます。見られた方も多いと思いますけれども、その中で、事実と全く異なる内容のことを2つ、堂々と発信しておられます。

1つ目は、「議長不信任決議案に賛成した16人は、800億円以上の巨額の予算のかかる新しいごみ処理施設の推進を止めようとしている江口議長、私を議長職から引き降ろし、このまま巨額の新しい施設を推進しようとしている」こう言って、16人の写真入りで、そこに何と私も写っているわけなんです、これを発信しています。そして、この内容を簡単に言えば、この16人の不信任案の目的は、800億円以上もかかる新しいごみ処理施設を推進するために、それを阻止しようとしている江口議長を辞めさせるため、不信任案を可決したと。誰もがそう受け取れる内容です。

私、吉松信之は、新しいごみ処理施設は見直すべきであると思っています。このことについて、私は江口議長と一度も話したことはありません。それなのに、このように私が新しいごみ処理施設を推進しているような事実無根の情報を、顔写真まで入れて発信するということは、明らかに私の名誉を傷つける許し難い行為です。16人の中には推進反対の議員は何人もいます。その方々も非常に怒っています。

江口議長は飯塚市議会をどうしようと思っているのか、信じられません。事実をゆがめて敵をつくり、自分を正当化する構図はSNSの恐ろしさを象徴しています。

もう一つ、議長を2年で辞めるという約束は、立憲民主党としか約束していない。不信任案に賛成した他の会派とは約束をしていないのに、他の会派も同調して約束を破ったと言って不信任案に賛成したのは筋違いだと、ユーチューブでこの内容を発信しています。これも信じられません。事実無根。なぜなら、ここは私は、本当に今までずっと黙っておりましたが、ここで言わせていただきます。

事実は、不信任決議案が出される前日、5月14日、私たちの10人の会派に対して、江口議長本人から、本人からです、残り2年の議長職を、具体的に2人の議員の名前を出して、先ほど、川上議員は名前を言われましたけども、1年1年で議長職を回しましょうと話を持ちかけられました。その約束はほごにされました。議長を2年で辞めるという約束は、我々にも持ちかけているんです。しかし、立憲以外の他の会派とは約束していないとユーチューブで発信しています。聞いているこちらでも啞然とする事実無根の内容です。皆さんもこのユーチューブをもう一度見ていただきたいと思うばかりです。

こんな爆弾発言をするつもりは本当にありませんでした。飯塚市議会の恥をさらすまいと、今まで黙っておりましたけれども、黙っている我々をあまりにもばかにした許されない発言です。同じ穴のムジナと思われるのが嫌で、ましてや市民の皆さんに市議会議員やら要らんとと思われるのが嫌で、黙っておりましたけれども、これからの飯塚市議会の健全化のため、恥を忍んで発言させていただきます。これが議会の秩序を守るべき議長のすることでしょうか。議員の名誉を傷つけて、敵に回して、議会運営が円滑にできるでしょうか。もう一度、市議会を代表する議長たる者の職責を考えていただきたい。

それから、今回の議会運営委員会、常任委員会、委員全員についての閉会中の指名は、多くの方が言われましたので、内容については控えますけれども、しかし、結果論として、閉会中に全ての委員会の委員を議長が決めるという全国でも例のない、法が想定していないけれども、禁じ手を使ったことは信じられない暴挙です。なぜなら、飯塚市議会事務局が、事前に全国市議会議長会に問い合わせたところ、全国市議会議長会も「さらに混乱に拍車をかけることが想定され

る」と、事前に指摘しています。それを承知の上で取られた議長の行為です。この行為だけでも議長辞職に値する重大な議長権限の濫用です。いくら頭がよくても、人の言葉に耳を傾けない人間。頭がいいから、人の意見を聞かないのかもしれませんが、どこかの知事ではありませんが、上に立つ人間の器ではないと思います。

このようなことから、これからも議長権限の濫用は想像のつくところではありません。私は議員の使命を果たすべく、今回の定例会では1番に一般質問をするように執行部にも通知しております。しかし、このような状況下で、議会運営がどうなるのか、非常に心配しています。今、私はこのことについて大きなエネルギーを使っています。本当に無駄なエネルギーを使っていると思っています。つくづく、私も含めてですが、何と愚かなことだと感じております。

最後に、私は市民の皆さんに言いたい。今回のことで、議員はこの程度のものだ、議員なんて要らないと思わないでください。議員の中には、ペシャワール会の中村 哲さんのように、そこまで言わなくても、一隅を照らすというような立派な活動をしておられる議員もたくさんおります。

江口議長も一議員のときは、ものすごく勉強をして、一生懸命に議員活動をされていたことをよく知っています。しかし、議長という立場になってから、大きな権力を持ってから、その権力を議会のために使うというよりも、数々の行動から自分の主義主張のために使っていると思えません。江口議長は飯塚市議会の議長ですから、泥仕合の泥の中で考えるのではなく、議長という一段高いところから、泥の中を、この議会を見ていただきたい。そうしなければ、よい考えは浮かばないと思います。ということで、江口議長は、議長の器にあらず。

以上で、私の江口議長辞職勧告決議案に賛成の討論を終わります。

(傍聴席で発言する者あり)

○副議長(兼本芳雄)

ほかに討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に、反対の立場で討論いたします。

御存じのとおり、江口議長は、身に覚えのない不信任案を突きつけられました。本人は身に覚えがないと。私は議事進行において、議会の代表として間違ったことはしていないと。何かあるなら指摘してくださいということでした。

この不信任案、案文を読みましたが、私も江口議長は何一つ間違ったことを、この2年間やったという認識はありません。皆さんありますか、本当に。

今回は、何ですか、これは、議長辞職勧告決議案。不信任案に続いて今度は辞職勧告でしょう。どちらもこれは法的拘束力がないやつなんです。これを突きつけるということは、「とにかく議長を辞めよ」と、「あんたが辞めれば収まるんだ」と、先ほど本音がありましたよね。目的はそこでしょう。次に控えている議長さん、予定者がちゃんとできるようになんてでしょうか。それとも、816億円のふくおか県央環境広域施設組合がうまくいくようにしたい人たちがおるんでしょうかね。

今回の辞職勧告決議案、案文にありますよね、「議長への不信任に端を発し」と。これは、不信任を突きつけたのはどなたですか。不信任を突きつけて、8日間空転させたのはどなたですか。

すでに任期を迎えている委員会の委員の選任など、もう我々の任期は切れているというのは議員ですから御存じでしょう。5月14日で任期満了なんです。ですから、議長が気に入ろうと、気に入るまいと、我々は次の委員会の委員にならなければいけないんです。それは間違いないでしょう。だから、再三、議長は各会派の方に、無所属の議員にも、「自分の行きたいところの委員会を示してください」と、何度皆さんに尋ねましたか。あなたたちは、「不信任を突きつけた議長の下では、自分たちは出さない」と、代表者会議で言ったじゃないですか。

代表者会議は6会派いるんです。そのうち、今回のこの辞職勧告決議案を出された会派が5会

派あるんです。私1人ですよ。あと5人が全員出した。代表者会議がうまくいきますか。考えてください。想像してください。議長が「こうしましょう」、全員反対ですよ。これで、「調整能力がない」、調整に応じてくださいよ。応じなくて、「調整能力がない」、「議長は何しよんか」、それはないでしょう。「出してください」に対して出さないで、何で決めるのか。いや、決められないでしょう。こどもじゃないんですよ。

仕方なく議長が案を出しました。「それは嫌だ」、そうでしょう。じゃあ、「嫌なら出してください」と再三言ったじゃないですか。議運でも言われましたよ、私、委員長として。川上委員から「調整をやっているのか」と、「努力しているのか」と。「再三、努力はやってます」と。「ただし、最終まとまらなければ、在任の委員のメンバーで委員会はやしましょう」と。これは最悪の場合ですよ。そうなる前にちゃんと出そうということを、一般常識のある議員であれば分かってくださいよ。

何か出すのが怖いんですか、駄目なんですか。自分の行きたいところを出しましょうよ。それを図って、不信任は不信任でいいんです。議長嫌いは嫌いでもいいです。でも、市民生活に関わる市長提出議案を、我々は審議するのが仕事じゃないですか。「社長が気に入らないから」と言うのはいいですよ。「仕事せんぞ」、それは駄目です。あなたたちは今そうやっているんです。ちょっと自覚してください。

それにおいて、「江口議長が法の定める議長の職責を果たされているとは到底認められません」、それは認められないですよ。

最後の四、五行目には、「市民や市政に関する市長提出議案の審議にあたるべき今」、そうですね、何本も出ていますから。

「再度の混乱を生じさせぬよう」、生じたらいけませんよね。生じさせないでください。生じさせているのはどなたですかということを言いたいんです。「させぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告する」、あんたが辞めたらするぞ、辞めんなら混乱させるぞ、これは脅しですか。違うんですか。私はそんなふうを受け止めますけどね。

先ほど、議長が弁明をさせてくれと言いましたよね。なぜ、弁明ぐらい聞かないんですか。魔女裁判ですか。議長も一人の人間でしょう。これは19人ですか、突きつけられたら、自分の言いたいことは言いたいと思いませんか。「言うことは言わんでいい」と、「俺たちの言うことを聞いとけ」と、そういうやり方はちょっと無謀ではないかと思えますけどね。

大体、先ほど吉松議員も言われましたけど、「センキョタイムズ」に出ましたよね。あれは江口議長が言ったのではなくて、ユーチューバーが面白おかしく作り上げている。いや、違うことないんですよ。ですから、議長もそこはそういう関連ではないというような訂正も入れていますかね。

そうさせたのも、結局、袋だたきにしたのは最初の16名でしょう。たたいていて反論する人に対して、要らんことを言いやがってというようなやり方はおかしいかと思えますよ。

ただ、法的拘束力のない不信任案とか辞職勧告決議案を出して、議長に嫌がらせをして、議会を空転させて、議長が萎えて辞めるのを待っているんですか。もう日にちがながいですよ、しっかりと審議しましょうよ。一般質問も出しているんですよ。

議長は、委員会条例第8条第3項で、仕方なく自分で決めて出しますと、異論があるでしょうけど、異論がある方には調整して、なるべく行きたい委員会に行かせたいと思えますということ言われていましたよ。

○副議長（兼本芳雄）

会議時間を午後7時まで延長します。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ですから、ちょっと冷静な時間も欲しいとは思いますが、今の議長の暴挙と言いますが、そうさせたのも責任の一端があると考えてください。話合いは何度もしようと、個人的な議員間

でも話はやりました。個々の議員はかなり理解を示してくださる方もおられますが、団体になりますと、集団意識が加わるといいますか、そういう状況になっておりますので、我々も一人の議員として、やはり責務がありますので、どういったことをすれば一番いいのかということを考えましょう。

やはり、議長が——、本心は2年で、何度も言いますが、「議長を辞職する」と、「辞めます」ということでした。基本的には、議長が2年で辞任した場合、残り2年です。先ほど言いました「小幡さん、今、うまくいっていない議会をまとめるためには、立憲さんに1年間どうでしょうか。3会派のグループにも1年間どうでしょうか。1年1年で、うまく議長を回してもらえて、議会が円滑に動くのであれば、それが一番いいと思います」ということをはっきりと言われていたんです。ですから、議長は辞める気がなく、自分がずっと議長を続けようというような気持ちはなかったことだけは伝えておきます。

議長の名誉のためにも言いますが、議長は今でも、「ちゃんとした話合いが持てれば、いつでも私は辞職いたします」ということは常々言われております。ですから、議長が議長職を辞職できるような場を、ちょっと皆さんつくってもらえんですか。考えてくれんですか。そういう話合いをしましょうということで。（傍聴席で発言する者あり）もめるのもなんでしょうから、この辺でやめますけども、とにかく、今回の江口議長に対する議長辞職勧告決議案には反対でございます。以上です。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第8号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 6時00分 休憩

午後 6時15分 出席催告

午後 6時33分 再開

○議長（江口 徹）

定足数を欠いておりますが、先ほど、飯塚市議会会議規則第13条の規定により出席催告をいたしておりますので、地方自治法第113条ただし書の規定に基づき、本会議を再開いたします。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 6時34分 休憩

午後 6時40分 再開

○議長（江口 徹）

定足数を欠いておりますが、先ほど、飯塚市議会会議規則第13条の規定により出席催告をいたしておりますので、地方自治法第113条ただし書の規定に基づき、本会議を再開いたします。

まず、出席催告の状況について、議会事務局に報告をさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほど18時20分、14名の議員に対し出席催告書を配付しております。内容につきましては、「本日の会議は午後6時10分に至っても出席議員が定足数に達しないため会議を開くことができないので、午後6時30分に会議を開くから、開議時刻までに必ず出席されるよう地方自治法第113条及び会議規則第13条の規定により催告いたします。」その文面をお渡ししております。以上です。

○議長（江口 徹）

報告については以上になります。

「閉会中の議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任の報告」を議題といたします。議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任については、飯塚市議会委員会条例第8条第1項で、閉会中においては、議長が指名することができるとなっております。この規定に基づき、令和7年6月6日に議長において指名いたしましたので、その氏名を報告いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

議会運営委員会の氏名を報告いたします。

5番 光根正宣議員、8番 藤堂 彰議員、10番 田中武春議員、11番 川上直喜議員、15番 永末雄大議員、17番 吉松信之議員、18番 吉田健一議員、23番 小幡俊之議員、24番 金子加代議員。以上です。

次に、常任委員会委員の氏名を報告いたします。

総務委員会は、1番 江口 徹議員、5番 光根正宣議員、8番 藤堂 彰議員、10番 田中武春議員、15番 永末雄大議員、23番 小幡俊之議員。

福祉文教委員会は、6番 奥山亮一議員、11番 川上直喜議員、19番 田中博文議員、21番 城丸秀高議員、22番 秀村長利議員、27番 坂平末雄議員、28番 道祖 満議員。

協働環境委員会は、4番 赤尾嘉則議員、7番 藤間隆太議員、9番 佐藤清和議員、14番 石川華子議員、17番 吉松信之議員、20番 鯉川信二議員。

経済建設委員会は、2番 兼本芳雄議員、3番 深町善文議員、13番 田中裕二議員、16番 土居幸則議員、18番 吉田健一議員、24番 金子加代議員、26番 瀬戸 元議員。

以上でございます。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 6時44分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1 番	江 口 徹	1 6 番	土 居 幸 則
2 番	兼 本 芳 雄	1 7 番	吉 松 信 之
3 番	深 町 善 文	1 8 番	吉 田 健 一
4 番	赤 尾 嘉 則	1 9 番	田 中 博 文
5 番	光 根 正 宣	2 0 番	鯉 川 信 二
6 番	奥 山 亮 一	2 1 番	城 丸 秀 高
7 番	藤 間 隆 太	2 2 番	秀 村 長 利
8 番	藤 堂 彰	2 3 番	小 幡 俊 之
9 番	佐 藤 清 和	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満
1 5 番	永 末 雄 大		

(欠席議員 1名)

1 0 番	田 中 武 春
-------	---------

◎ 地方自治法第 1 1 3 条及び会議規則第 1 3 条に基づく出席議員

(出席議員 1 0 名)

1 番 江 口 徹

2 番 兼 本 芳 雄

5 番 光 根 正 宣

6 番 奥 山 亮 一

7 番 藤 間 隆 太

8 番 藤 堂 彰

1 3 番 田 中 裕 二

1 4 番 石 川 華 子

2 3 番 小 幡 俊 之

2 4 番 金 子 加 代

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 潤 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康